

昭和46年度当会の見解・提言・要望並びに報告

沖縄返還協定の調印に当つて	25
佐藤内閣について	25
第四次公定歩合引下げについて	26
円問題に関する所見	26
ニクソン声明について	30
環境改善を目ざして	30
繊維政府間協定について	37
中国の国連代表権に関する表決結果について	37
変革期に処する経済秩序の創造(第29回関西経済同友会大会 代表幹事団所見)	38
第29回関西経済同友会大会共同声明	42
経済政策委員会報告	42
70年代の経済政策に関するアンケート調査結果の概要	45
通貨調整の結果について	49
蔵相会議の結果について	50
第五次公定歩合引下げについて	51
昭和47年年頭にあたつて	51
福祉型地域開発への道	54
佐藤・ニクソン会談について	59
米・中共同声明について	60
中国問題懇談会活動報告	61
近畿圏における大規模ニュータウン開発への提言	65
国民生活委員会報告	72
企業経営委員会報告	77
企業経営の実践方策に関するアンケート調査結果の概要	85
少数化の為の条件の追求	95

沖縄返還協定の調印に当って

昭和46年6月17日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山 本 弘

代表幹事 佐 治 敬 三

沖縄返還の実現は、日米両国の理解と親善の結晶であり、高く評価したい。しかし、問題は今後である。まず、沖縄の経済・社会等について実態の本土復帰をどう進めていくか。国内的には、沖縄返還に伴う本土の義務を十分認識し、自覚を深める必要がある。また、沖縄返還は、日米外交の大きな焦点であり、それだけに批准をめぐる目下日米間に横たわる様々の経済面の問題が関連的にクローズ・アップされる可能性もあろう。両国の国会審議等において、お互いホットになる場面もあろうが、日米友好という大きな旗印の下に、無用な摩擦を避け円滑かつ速やかに問題を解決するよう誠意ある努力が望まれる。

佐藤新内閣について

昭和46年7月5日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山 本 弘

代表幹事 佐 治 敬 三

経験豊かなベテランを軸として、予想される多難な情勢に対処しようとする決意がうかがわれる。しかし、われわれの期待するのは、過去の実績に基づく手堅さだけではない。内外の諸困難に関する議論は既に出尽しており、あと必要なのは、時代の要請に対応した政策の選択と果敢な実行のみである。

当面要請される景気の回復にしても、単に財政金融政策により有効需要を補強するだけではなく、70年代における経済社会のビジョンを確立し、それに添った政策を適確に実行してこそはじめて可能なものである。また、外交面における日米経済問題の解決や日中関係の改善についても、目先にとらわれた対処の仕方ではなく、国際協調を軸としたわが国外交の長期的針路を見定め主体的行動によつて真の解決の道を開いていくことを望みたい。

第四次公定歩合引下げについて

昭和46年7月27日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山 本 弘

代表幹事 佐 治 敬 三

景気の回復、ひいては対外不均衡の是正を狙いとして、敢えて戦後最低の水準に至るまでの公定歩合引下げに踏切つた政策意図は十分首肯できる。

しかし、過去三度にわたる公定歩合の引下げや最近における高水準の流動性にもかかわらず、なお内需の盛上りが乏しいというところに事態の深刻さがあり、そこに従来とは異なつた新たな経験ともいふべき経済の質的变化を認めざるをえない。

当面、財投の追加など財政面からの施策を金融政策との有機的結合により、強力に推進する必要があることはいうまでもないが、より本質的には、長期的観点にたつた今後の経済運営に関する基本的態度をまず明確にし、制度機構の整備を含めた適切な政策を展開することによりこれら財政金融政策が真に実効を挙げうるような素地作りを急ぐことこそ最も肝要ではあるまいか。

円問題に関する所見

昭和46年8月12日

国際経済委員会

I M F総会や日米貿易経済合同委員会を間近に控えて国際通貨問題、通商問題をめぐる動きは一段と緊迫感を加えている。この間にあつて、わが国は円対策8項目の推進を主軸として、諸般にわたる対応策を着々と具体化しつつあるが、これが帰趨は今後の対外経済関係やわが国経済運営の基本にかかわる枢要な問題である。

そこで現下の内外情勢の変化を踏まえつつ、円問題に関するわれわれの見解を明らかにし、併せて関係当局の善処を要望したい。

I 対外均衡に関する基本認識

近年、わが国産業の輸出競争力が着実に強化され、国際収支の黒字基調がある程度定着しつつあることは、つとに指摘される通りである。しかしながら、これをもつて「基礎的不均衡」と解するのは当をえない。

第一に、最近の国際収支の好調は、国内景気の低迷による輸入の停滞、輸出圧力の増大、リース・アンド・ラッグズ等によつて増幅されたものであり、黒字額の大半はこれらの特殊要因に起因しているのが実情である。

第二に、年々の国際収支の改善振りはたしかにめざましいが、国際収支の構造そのものは十分新しい情勢に即応して変化するまでにはいつていない。現在の大幅黒字は、いわば外貨不足時代の政策体系・行動様式をベースにしたうでで成り立っているにすぎない。

第三に、国内的にも社会資本、環境問題、労働条件等の面における立遅れを是正し、経済発展の成果をいかにして有効に国民福祉の向上に結びつけていくかが喫緊の課題となつている。

したがつて、現時点で必要なことは、平価の変更によつて対外的な収支バランスの調整を図ることではなく、国際収支の構造・国民経済発展のあり方自体を新しい情勢変化に即応しうるように作り変えていくことである。フローの面にあらわれつつある強みを、積極的に国内経済・対外取引両面にわたるストックの強化・質の向上に結びつけていくことこそ、われわれのとるべき道である。

II 対応策推進の方向

1. 均衡回復への中期ビジョン

(イ) 昨今の内外情勢からみて、当面は国内景気の振興、社会開発の積極的拡充によつて対外均衡の回復、国民福祉の向上を図ることが、最優先の課題である。

この意味で、先般来実施中の財政・金融両面からの総合的景気対策の成果に期すべき点が多いことはいうまでもない。

(ロ) しかしながら、現実にはこうした政策努力が必ずしも十分所期の成果をあげているとはいひ難い面もある。折角の総合政策の推進にもかかわらず、肝心の円問題に対する先行き不安感が根強く尾を引き、ひいてはこれが政策効果をも減殺する形になつているのが実情である。

(ハ) したがつて、要はいかにして円問題、通商問題をめぐる内外の不安と摩擦の芽を早急につみ取つていくかであり、それには特に次の三点に注力すべきである。

① 財政支出の促進に、思い切つた機動的な手を打ち、政策の集中的効果を発揮すること。

② 当面の施策と併せて、中期的な政策運営、公共事業予算運営のビジョンを明示し、財政主導型成長を標榜するにふさわしい誘導策を確立すること。このため、単に資金量の問題にとどま

らず、予算制度・行政制度のあり方についても、新しい時代の要請に応じうるよう、体制整備を急ぐ必要がある。

- ③ 諸施策の現実的な効果・影響を明らかにし、対外均衡達成への具体的・体系的な方向づけを固めること。

(二) この間、経済界としても、従来のパターンを前提とした高度成長の再現を期するだけでなく、今後の経済発展の態様、国民福祉向上への社会的責任のあり方を十分再認識してかかることが必要である。

2. 新路線への協調体制

(イ) 円対策8項目の推進を初めとする対外均衡追求への新路線は今やわが国の国際信用を維持する基本要件となつている。しかも、それは本来決して外から強いられた受身のものではない。国際経済交流の健全な発展を期するためには、わが国自身が率先して国際的に通用する共通のルールを守り、さらには国際世論をリードしていく姿勢が必要である。それだけに、われわれとしては個別の利害を離れて国際協調と国益との積極的な調和を図るよう極力前向きに対処していきたい。

(ロ) 国民経済的観点から、これらの施策を最大限に生かしていくためには、過渡期における調整・転換を円滑ならしめ、かつ将来への明確な方向づけを持ちうるよう政策面からの積極的な指導と助成が必要である。

(ハ) またこの際、8項目に加えて、重要資源の開発・備蓄等に外貨を積極的に活用する方策を検討すべきである。

3. 輸出政策の新方向

(イ) 輸出政策は、国民経済的な産業構造政策、経済成長政策の基本にかかわるものであり、輸出の増進が今後もわが国経済発展の大きな支柱たることにはいささかも変りはない。

(ロ) しかし、国際環境の変化を考えれば、対外協調という意味でも、市場の持続的成長を図る意味でも、何らかの現実的対応策が不可欠となつてきていることは否定しえない。

(ハ) したがって、輸出秩序の維持については、今や民間業界自体が共通の課題として真剣に取り組んでいくべきである。現実問題としては、特に相手国市場における流通秩序や価格体系への攪乱的作用に十分配慮し、極力公正競争の要求に応じていくことが急務である。

4. 為替問題への現実的対応

(イ) 国際通貨制度のあり方

国際貿易、国際金融取引の健全な発展を期するためには、為替の安定とその上に立つた国際協調が不可欠の要件である。さらに今日の国際通貨不安の根因が世界的なコスト・インフレ化の問題にある以上、安易な制度改革は国際的なインフレを促進することにもなりかねない。

したがって、国際通貨制度のあり方に関しては、固定為替制度維持の基本方針を貫徹すべきである。この点では国際的な協調を旨としつつ黒字国、赤字国双方が自己責任の原則に立つて、問題解決を指向するよう、対外的にも筋を通して積極的に主張していくべきである。

(ロ) 現実的対応策

国際通貨情勢の動揺により、国内の関連業界はもちろんのこと、円建て取引の相手国側業者にとつても、現実の為替リスクはますます増大しつつある。したがって通貨制度のあり方とは全く別個の現実的な対応策として、次の措置を講ずべきである。

① 外貨貸し制度（海外投融資をも対象に加える）の創設

② 為替変動準備金制度の導入

③ 先物相場安定化のための仕組の確立

5. 円問題と企業責任

(イ) 円切上げの是非は、結局は何が真の国民経済・国民福祉の向上につながるかという観点から論ずべきものである。したがって、上述の円対策推進に当つては、それが国民一般の利益に最もよく合致するものであるという社会的合意を得ることが前提になつてくる。

(ロ) もちろん、企業にとつては本来の業務活動を通じて利益の社会還元を図ることが第一である。と同時に、社会との調和について明確な目的意識を設定し、責任を持つてそれを実現していくという姿勢を明示することも必要である。当面は特に環境問題の改善等がその優先課題として設定されるべきであろう。

(ハ) かかる観点から、輸出振興税制の改正等によつて浮く財源については、企業体質の強化策に振向けることを原則としつつ、その一部を環境改善への助成策に思い切つて重点配分することを望みたい。

（例………公害関連投資に対する投資税額控除制度の導入等）

ニクソン声明について

昭和46年8月16日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山 本 弘

代表幹事 佐 治 敬 三

ニクソン大統領の声明はドルに対する信頼と自由貿易にささえられてきた国際経済の将来に危機をもたらすものであり、特に日本経済への影響は深刻である。

賃銀、物価凍結の国内措置は、国際収支の赤字に悩む米国のせつばつまつた打開策であろうが、輸入課徴金一律10%の設定は、米国一国のみの国際収支改善をめざした身勝手な過剰防衛であり自由貿易に対する挑戦といわざるを得ない。

金とドルの交換停止はドル信認に協力してきた諸国を無視してキーカレンシーとしての任務を一方的に放棄し、国際通貨体制に重大な混乱をまねくものである。破局收拾のために国際的話し合いを早急に行なうべきであり、米国もそれを避けてはならない。

また日本としても、円問題を対米調整を中心とした日米間の双務的な問題から一歩進んで国際通貨制度の一環として多角的見地から見直すことが必要である。

一 環境改善を目ざして一

昭和46年10月7日

国民生活委員会

環境問題は、ますます深刻な問題として、物価問題と並ぶ国民の最大関心事となつている。国においても、昨年末「公害国会」と呼ばれた64国会において、公害関係法制の整備を行ない、本年7月には公害行政の一本化を目ざす環境庁を発足させるなど、行政制度の面では大きな進展がみられた。

さらに9月には、新たな粧いの下に中央公害対策審議会が再スタートし、公害対策の基本施策を審議する体制が整えられ、本格的な施策の展開が期待されるに至っている。

われわれは、このような時期において、昨年度の本委員会から提起された企業実践の立場からする問題提起をうけ、ここに改めて環境改善に取り組む企業人の姿勢を明らかにし、激変する時代の要請に応

えたいと考える。

(注) われわれの討議の過程において、下記の四講師の説明を受け有益な示唆を得たことを記して、深く感謝の意を表したい。

- 京都大 高松教授 「環境制御のシステム工学的アプローチ」
- 成蹊大 金沢教授 「公害に対する法規制」
- 環境庁 城戸官房長 「環境行政の今後の進め方」
- 大阪府 中川生活環境部長 「大阪府における環境行政の進め方」

I 企業実践の立場からの問題認識

- (1) われわれは、環境問題が、人間の活動システムの根本にさかのぼって問い直す必要のある重大問題であることを深く再認識し、人間社会の福祉向上のため、関係者が今何をなすべきかについて相互に理解を深め、それぞれの役割を果たすべく、直ちに実践に移すことを強調したい。

この場合、問題の本質が、「人間が自らの欲望のおもむくまま人間の活動システムの「正の効果」(便利さ、物質的豊かさなど)のみに着目して、「負の効果」(環境汚染、交通災害など)を無視してきたこと」「それを求めたのも、またわれわれ人間自身であること」について思い起す必要があろう。あえて言えば、環境との関係においては、人間の生存そのものの中に汚染の要素が内在するため、「快適な人間環境を」という社会の要請に応えるためには、立場の如何を問わず、改めて国民のすべてが自らの立脚点を反省する必要があると思われる。

- (2) 今日の環境問題の多くが、今日の豊かさをもたらした産業活動の「負の効果」として発生し、わが国の産業界が、「正の効果」として豊かな国民生活に多大の貢献をしてきたにもかかわらず、反面公害防除施策が十分でなかつた — これがわれわれの認識の出発点である。

したがって、われわれ企業人は、十分な対策を講じることによつて企業活動に伴う「負の効果」を取り除き、「正の効果」としての国民福祉の増大により大きな貢献を果たすことを基本的な責務とし、積極的に問題に対処することが必要である。

しかしながら、すでに指摘されているように、環境問題は極めて複雑な内容を持ち、また予想もしない新たな環境汚染が次々と出てくるなど事態が流動的に展開し、さらに自然の浄化能力を越えた段階で急速に問題化する特性をもっているため、総合的、システムティックな解決が不可欠である。このために企業、政府、住民の三者が、それぞれの経験を交流し、英知をつくして現実打開の途を見出すことが要請される。とくに、目前の事態に対処する対症療法的緊急策、あるいは抜本的、恒久的対策を総合的計画の中に位置づけ、事態の進展を先取りして、関係者のそれぞれがこれらの施策を確実に具体化するよう努力しなければならない。

同時に、企業のもつ経済発展の担い手としての役割を果たしつつ、環境保全をはかる各種の改善措置には、今後ともかなりの巨費を投じる必要があるが、その費用の負担について多くの解決しなければならない問題が出てこよう。場合によつては、個々の企業にとつて存立の基盤を左右される事態も出てこようが、企業自身、例えば、生産工程の中で汚染源物質の回収活用をはかる、いわゆるクローズドシステムの開発をすすめる、付加価値を高めるなど、積極的な施策の中に打開の道を探り、できる限り企業努力によつて吸収する心構えでのぞむ必要がある。しかし、諸外国の例にも明らかに、社会的存在としての企業の適正な負担の範囲をこえるものにあつては、国の助成、または公正なプライスメカニズムを通じ、社会成員各層に負担の分担をはかるについて、十分な理解が望まれる。

II 効果的な企業実践のために

今日の複雑かつ深刻な環境問題を、根本的に解決するための企業の責任は極めて重大であるが、同時に、政府、住民を含むすべての関係者が、それぞれの立場に応じて現在何をなすべきかについての共通の認識をもち、国民的な合意が成立していることが必要である。

われわれは、このような問題意識にもとづいて、企業実践の規範をさぐり、関係者への期待を明らかにしたい。

(1) 企業活動において

① 環境保全に関する企業責任の確認

今日まで、企業は、経済発展、国民生活向上に大きく貢献してきたが、今後ともこうした役割を、十分に果たしていかなければならない基本的責任を有している。同時に産業公害にもとづく環境汚染に対して、これを防除する第一次責任を有することも明らかである。この両者を矛盾なく企業活動の中で果たしていくことが、今日の経営者に課せられた最大の課題である。

とくに、アメリカのドル防衛緊急措置、円切上げ問題によつてわが国経済が混迷し、企業にあつては経営の合理化に一段と努力しなければならない情勢になつてきた。この結果、ここ数年急速に盛り上つていた公害防止等国民福祉優先の政策に対する産業界の前向きな支持姿勢が、後向きに変化するようなことがあつてはならない。

われわれは、この課題を実践するために、企業の意思決定の重要な基準として環境保全に関する固有の評価基準を位置づけ、さらに企業不信の高まりに対して、不当に過小評価されがちな企業努力の実態を積極的に地域社会に公表し、社会的評価の一つの基礎を提供する必要があると考える。

② 公害防除技術における経験の交流

公害防除の技術は、産業のタイプ、施設の諸条件が異なることによつて一律に処理しがたい面がある。これらの技術に関するノウ・ハウの集積を容易にし、積極的な技術内容の交流をはかり、防除技術水準の向上と技術の不足に悩む企業への側面的援助を果す必要がある。そのための拠点として、地域別に、民間を主体とする「公害防止センター」を設け、これらに対する国および地方公共団体の積極的な支援と相まつて、公害防除技術の経験の交流をはかることが必要と考える。

さらに、下請企業などの関連企業に対しても、自社技術におけると同様積極的な配慮を行ない、企業グループとしての公害防除体制の確立をはかることが必要であろう。

(2) 国および地方公共団体に期待するもの

① 総合的長期目標の確立

わが国の経済社会構造が、超高密度経済社会である現状からみて、環境改善を抜本的に果すために、産業公害に関しては先ず、長期的観点に立つた産業政策の転換、強力な産業立地政策の実施が必要である。

福祉優先、外貨活用時代を迎え、産業面においても、あらゆるものを国内で生産するという考え方から、輸入代替可能なものについては、長期的な計画のもとに海外立地を含む輸入への代替と業種転換を積極的に推進する必要がある。

産業立地政策にあつては、各種産業の適正配置をはかり、環境保全の観点からとくに過密地域から過疎地域への移転を促進し、同時に公害防止施設の充実をはかつていく強力な施策が必要である。

これらにあつては、国土の総合利用、地域開発、社会資本の整備、産業構造転換という基本的な諸問題の解決を、総合的に、計画的に、強力に推進していかなければならない。

したがつて、国においては、各界の参画を求めてこのような目標を明らかにすると同時に、現実に即した環境保全のための年次別具体的目標（環境基準、規制基準）を確立する必要がある。あわせてこの目標を達成するための目標達成の手段、関係者の果すべき役割、費用の負担等に関する総合的年次別計画を作成し、国民的合意の基礎を明らかにすべきである。

なお、あわせて産業界においても、産業構造の転換、企業立地に関する施策は重大関心事であるが、これらの国の施策にそつて国民福祉増大の基本的責務を達成するためには、海外諸国との協力を含め、真剣に取り組む必要がある。

② 当面の施策に関して

さらに、当面の環境問題を解決し、企業の実践を効果的にするため、国および地方公共団体に対し次の諸点についての施策の充実を期待したい。

(イ) 公害防除技術の開発促進

公害防除技術の開発においては、公害発生の原因が定かでないような新しい事態に対処する必要があるなど、複雑多岐にわたるため、例えば、46年2月の関西財界セミナーで提唱されたような、米国のNASAにも似た強力な開発中核体をつくり、システムティックな、総合的な開発体制の整備が望まれる。

同時に、これらにあつては、国際的な協力を含めて、とくに基本技術の開発に、重点的に研究者、資金を投入し、最優先の目標に対する最大の開発効果をあげるよう期待したい。

また、応用技術面においては、民間の知恵を十分に活用するため、環境制御産業に対し、積極的な助成措置を行なうことが効果的であろう。

(ロ) 環境汚染の監視・測定システムの拡充整備

PPMに代表される定量的、簡明な数字による表現は、問題解決の両刃の剣であり、不適切なデータ、誤ったデータは不当に問題を混乱させる。何よりも必要なものは、正しい事実確認である。

われわれは、企業自らの責任において、企業施設における適切な監視・測定システムをもつとともに、国および地方公共団体が、早急に監視・測定システムの拡充整備をする必要があると考える。このために、国および地方公共団体は、例えば、特別会計によるなど一定の基金を確保し、計画的な整備を急ぐべきである。

(ハ) 環境基準・規制基準の権威づけの体制整備

企業努力の目標は、まず規制基準を満足することにある。したがって、基準は合理的根拠のもとづく科学的権威と、関係者の合意による社会的権威の双方を兼ね備えるものでなければならない。前者にあつては、科学的根拠を明らかにするデータの収集整理、専門家グループによる因果関係の究明、また後者にあつては、とくに地域社会における合意の裏づけの確保に留意しなければならない。今日、国、地方公共団体のいずれにあつても公害対策審議会がその機能を果すものとなつているが、今後において、例えば必要に応じ、行政責任を統括する専任の行政委員会の制度を検討すること、さらに地方にあつては、広域的観点における基準の統一をはかる体制整備の検討の必要があろう。

(3) 地域住民への要請

われわれは、地域住民に対してもあえて問題の提起をしたい。環境問題が、極めて複雑な、人間の存在にかかわる重要な問題であることはすでに認識したところであるが、例えば、こうした基盤の上に立つて、ニューヨーク市長環境問題諮問委員会においても明らかにしているように、単に個々の企業の性悪説的な批判から解決できるものでなく、企業の努力、住民の知恵、適切な行政の三

者が相まつて解決しうることを理解し、冷静に合理的解決をはかるよう関係者との対話を要請したい。

とくに、わが国の国土資源が貧弱であること、住民福祉が多岐にわたり、相互に連帯関係にあることから、単に地域的視点にのみとられることなく、当該地域における条理をつくした計画に対しては、より広い観点から進んで協力する姿勢を期待したい。

(4) 実りある対話への期待

以上に述べたように、今日の環境問題の解決には、誰が、何を、いかに果すかの国民的合意と、これにもとづく関係者の緊密な協力が必要である。とくに、価値観の多様化に伴い、環境問題における混迷を打開するためには、人間の活動システムの「正の効果」と「負の効果」に対する整合的認識と、問題解決への実りある対話が強く望まれる。

われわれは、こうした観点から、企業、国、地方公共団体、住民、専門家などが一堂に会し、長期的、総合的にみた環境保全のための冷静な建設的な対話の場が、全国的あるいは広域都市圏（例えば、近畿圏、首都圏）単位に設けられ、過大に増幅された不信を乗り越えて、新しく事態の展開をはかることが何よりも必要であろうと考える。

Ⅲ 提 言

われわれは、以上のような諸条件が一日も早く満たされることを期待し、企業として最大限の実践をすすめていくが、今日の混迷する環境問題解決の一助として、ここに若干の提言をしたい。

(1) 企業施策の積極的公表

環境保全に関する企業の最小の責任は、合理的な規制基準を満足させることにある。われわれは、この実践を担保するとともに、さらに環境保全に対する企業の姿勢を明らかにし、今日の社会的要請に応えるため、企業の実践する環境保全施策を、例えば営業報告書等に記載することによつて積極的に公表する体制をととのえ、社会的評価の基礎を提供することを提案したい。

このことによつて、企業内における意思決定基準の中に、環境保全の基準が自ずと組み込まれ、さらに公害防止組織、情報管理体制の整備が進み、公害防除が企業内で完全に地についたものとなることを支えることができよう。

われわれは、企業施策の積極的公表を機に、報道機関等においても、今日の企業が環境保全に努力している現実の姿を積極的に取上げ、公害問題解決がさらに促進されるよう、積極的な協力を報道機関にお願いしたい。

(2) 環境改善振興制度の設定

環境改善の積極的推進をはかるため、すぐれた貢献をした企業等に対し、社会的評価の確認の一

環として、輸出振興制度に類似する、新しい環境改善振興制度を設け、税制、金融面からする特典を与えるなど企業の改善意欲を刺激促進させ、今日の国民的課題に大きく貢献させることを考慮すべきであろう。

この措置によつて、一面において、すでに環境改善に関して実効を上げている企業等に対するイコール・フィッティング（公平条件）をもたらすことにもなる。

(3) 「公害防止センター」の設置

公害防除には、科学技術面の進歩に負うところが極めて大きいと、とくに産業公害にあつては、生産工程でのクローズドシステムの技術開発を行なうことにより、資源の有効利用、汚染の防止を果しつつ、新しい利益機会をもたらす企業発展にも貢献するものである。

こうした観点から、すでに述べたように、技術水準の向上、企業経験の交流などを目ざして、地域別に、公害防止産業、公害防除技術の蓄積の豊かな企業、経済団体等を中核とする「公害防止センター」の設置と、これに対する政府の積極的支援を提言したい。

このセンターにおいては、公的機関からの技術情報の収集、民間企業の公害防除技術の習得、技術のあつせん・指導、公害防止機器の共同展示等を行なわせる。同時に、特定の日または週には、各企業から優秀な技術スタッフの派遣をえて、技術不足に悩む企業などに対し、積極的な援助をはかることが考えられよう。

(4) 環境保全のための専門的人材の養成

環境問題は極めて複雑な要素をもち、今日の学問体系の下では単純に律しきれない、いわゆる学際的な問題であり、同時に、企業活動においても、将来にわたつて何らかの形で常に解決を迫られ、この適否が企業の命運に大きく影響を与えるものとなる。

したがつて、企業が環境との調和のために適切な意思決定を行なうには、環境問題に関する総合的な理解を身につけた、新しい専門的人材の存在が不可欠である。このことは、政府、公共機関等においても事情は同じであろう。

われわれは、この解決のため、例えば、大学教育の中に「環境学部」を設け、自然、社会、人文の諸科学を再構成した新しい科学に関する専門的教育を行ない、さらに社会で活躍する一般人の再教育の機関として活用するなど、新たな目的に即した総合的な教育課程によつて、新しい専門的人材を養成するよう提言したいと考える。

繊維政府間協定について

昭和 46 年 10 月 15 日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山 本 弘

代表幹事 佐 治 敬 三

現状では止むを得ないかもしれぬが、当事者の合意を得られないまませつばつまつた形で、政治的な解決の道を選ばざるを得なかつた事は残念である。これによつて打撃を受ける繊維産業に対しては十分な救済措置をとつてほしい。

今後は諸外国の情報を正確かつ把握し、対外、対内とも卒直に意見を交換してお互いに納得のいく問題解決が出来るよう望みたい。

中国の国連代表権に関する表決結果について

昭和 46 年 10 月 26 日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山 本 弘

代表幹事 佐 治 敬 三

僅差とはいえ逆重要事項指定決議案が敗れたことは、中華人民共和国が中国を代表する唯一の政府であるとの認識のもとに、中華人民共和国を国際社会に迎え入れる動きがいまや世界の潮流となつているためであろう。政府としては、このような決定が下された以上、今回の結論を卒直に受け入れ、その線にそつて、すみやかに国交回復に取り組むよう望みたい。

第29回関西経済同友会大会 代表幹事団所見

変革期に処する経済秩序の創造

I 激動する国際情勢と日本の進路

国際政局はいまや重大な転機にさしかかっている。中国の国連復帰、拡大ECの進捗は、長らく続いた米ソ両極時代の終焉と、多極化時代の到来を示唆している。

政治の流動化とともに、世界経済もまた、自由主義経済圏と社会主義経済圏との交流、開発途上国の発言力の増大など、時代の転回の兆しがみられる。

このような情勢の中にあつて、自由主義諸国は、国際通貨体制の動揺、米国の新経済政策にみられる保護主義的傾向の高まり、ECの拡大にみられるブロック化の動きなど、その解決をあやまれば世界を危機に陥れかねない深刻な問題をかかえ苦悩を続けている。

一方、戦後著しい成長をとげたわが国に対しては、世界各国から、その実力にふさわしい節度ある行動と、責任の分担を求める声が強まりつつある。

わが国経済は今後ますます基礎資源の海外依存度を高め、市場もまた諸外国の協力にまつところが大きい。平和なくしてわが国の存立はなく、自由なくしてその発展は望めない。世界の孤児とならないためにも、世の批判にこたえて反省すべきところは謙虚に反省し、わが国は、主体的判断にもとづき、進んで平和のための国際協調と、進歩のための公正な競争を展開し、局面の打開に貢献すべきときである。

われわれはここに、力によらず理性にもとづく問題の解決、すなわち時代に即した新しい秩序の創造を世界に向かつて呼びかけよう。

II 現代社会における経済人の課題

われわれは、国民福祉向上の基盤として経済成長は欠くことのできないところであり、自由経済・市場機構が最も有効であると考え行動してきた。この考えは基本的には容認されるべきであろう。しかし現実には、環境汚染の問題や、消費者運動、あるいは過度の集中的進出という外国からの苦情などきびしい内外の批難を受けている。つまり、福祉の向上と経済成長の矛盾、貿易面にみられる諸外国との摩擦、社会的要請と経済的要請との相剋、ここに現代社会の焦燥感、危機感の根源があり、われわれの立ち向かうべき新しい課題がある。

複雑化した社会の中から次の進歩の萌芽を見出し、それを育てることは現代人に課せられた使命で

あろう。しかもその活動が将来時間的にも空間的にもより拡大した領域にわたることを予想するとき、それぞれの立場を堅持しつつ、新天地に受け入れられる秩序づくりに取り組んでいかなければならない。われわれ経済人としては人間尊重の至上命題に則し、国際的にも妥当性を主張できる経済活動の秩序を打ち立てるために、その経験と英知とを結集すべきときである。この場合、われわれの取り組むべき課題の第一は、経済の合理的運営に委ねるべき領域は市場原理の秩序に任せることである。既存の制度・慣行を改革するならば、この領域はかなり拡大することができよう。ここでは、公正な競争によつて市場機能が十分発揮され、その成果は効率によつて正当に評価されることになろう。第二は、自らの経済行動がひき起す経済外的影響・社会的要請に対処する姿勢である。ここでは人間連帯の意識と協調の精神に立ち、理性ある行動によつて周到かつ厳正に自己責任を貫徹する態度で臨むべきである。

しかし現実には、なおかつ解決の困難な問題が存在する。かくて企業、消費者あるいは地域住民相互の対話による意思の疎通がいよいよ重要となる。そのために、中央、地方の行政当局が公正な調整役に当たることを期待する。

Ⅲ 内外経済における新しい秩序

(1) 国際社会における秩序

今世紀二度におよぶ世界的戦乱の反省から世界の平和と経済発展の基本は自由貿易にありとするのがブレトン・ウッズ体制であり、ガットの理想である。その後現在までこれに賛同する国が増加しつづけていることは、この原則と精神の普遍性を証明しているといえよう。しかるに現在、その国の国内政治上の要請から国益の名において、保護貿易に傾き、制限と差別を強化する傾向があるのは、まことに遺憾である。わが国が自由化を推進すべきことはもちろんであるが、各国には、世界経済の担い手の一員として、その安定と繁栄のための自らの責任を遂行することを第一義とし、国内の政治的要請については国際協調との軽重に想をいたし、長期的観点から互譲の精神で対処することを望みたい。

また、いわゆる世界企業は、全人類に対して著しく大きな影響力をもっているのであるから、新しい国際経済秩序を形成するために、その節度ある行動を要望する。

(2) 地域社会における秩序

地域社会において、当面最も重要なことは、環境の維持・改善である。環境問題は人間社会といつた見地から、全地球的視野の下に、また人間の活動システムの根本に遡つて問い直すべき性質のものであり、環境は人間の共有財であるという認識に立つてその活用・保全にすべての人が配慮すべき課題である。ここには、技術開発、性急な改善要求、費用の公平な負担など、困難な問題が存在する。しかし、企業がこの面で社会的要請にこたえない限り、その存立基盤にかかわるという意

識の下に、われわれは技術陣の充実、研究開発資金の投入、各界との相互協力などにより、真剣にその解決に取り組んでいこう。また、維持・改善された環境の効用は直接、間接万人の享受するところであるから、市場機能を通じる公平な負担を説得していこう。

(3) 消費社会における秩序

現代のような社会においては、消費者が最適な選択を行なうに十分な情報を入手できるとは限らず、ここにも市場機能による秩序を不安定なものとする一因がある。企業と消費者とのコミュニケーションによつて、意思の疎通をはかり、消費者の安全を確保すること、正確にして十分な情報を提供すること、その意見を反映させるなど、消費者主権について十分の配慮をし、双方の間隙を解消することは、経済的、社会的安定に役立つであろう。

また消費者と冷静に対話をかわす共通の機会を作るために、企業は中央、地方の行政当局、マスコミ等に働きかけ、その協力を求めよう。

(4) 秩序づくりにおける政府の役割

変革期を迎えて、対外的にも対内的にも政府の役割は一段と大きくなつてきた。

対外的には、国際情勢のきわまりなき変転に対処し、将来を先見する洞察力と勇気をもつて進路を確立し、世界に対する責任を果たすこと、これがわが国の喫緊の課題である。とくに経済外交にあつては、諸外国の情報を時機を失せず十分かつ正確に把握するとともに、国民的合意と支援の下にわが国の意思を明確に伝えるために現行諸制度をさらに拡充・強化し、総合的に運用することを望みたい。

対内的には、国民福祉を当面欧米水準まで引き上げる計画を立案することが緊急の課題である。

10年前の所得倍增計画がその後の高度成長の起爆剤となつたように、福祉向上の段階別目標とそれのための施策を国民に示し、その協力の下に清新潑刺たる発展を期すべきである。

米国において、対内外の重要経済政策樹立にあつて、産業界、学界、労働界の表裏にわたる協力関係が有効に働いていると思われる。類似の制度をもつわが国の場合も、より具体的に、より実質的にこれを活用するならば、新しい時代の新しい秩序づくりに魂を吹き込むことができるに相違ない。

Ⅳ 新時代に処する企業の行動

現代の自由主義経済は、企業の規模とその活動範囲を拡大する必要性と必然性をもっている。企業はそれに対応してより加重された負担と責任を課せられることは当然である。それに即応できない場合はその存在理由を問われることも社会的法則であろう。しかし新しい秩序をめざすわれわれの至誠ある行動は経済の発展と福祉の向上とに矛盾なく貢献できるものであることを確信する。

昨年の大会において「効率と衡平の追求」を経済行動の理念とし、その実践を強調したのは以上の認識に立つからである。効率は企業経営の成果を測定する規矩であり、衡平は正義にもとづく経済活動の行動基準である。

企業が技術開発と合理的経営とによつて創造性のある、より良い商品・サービスを提供して、真に経済的要請にこたえているかどうかは、効率によつて裁断される。地球が有限であり、まして資源・環境には限りのあることを思うとき、従来は非経済財であつた諸要素についても、その活用・保全・維持にあたつて、費用・効果の対応関係を考慮し、経済財として考えざるをえないものが多くなる。したがつて市場原理・公正競争に委ね、効率によつて律せられる領域は拡大する。

また、企業が人間尊重の基本に立つて、正義にもとづく経済活動を行なっているかどうかは、衡平の理念によつて批判されるところである。人間尊重の正義は、至誠と善意の疎通を欠いては実現できない。われわれは、政府、労働組合、消費者、地域住民との対話を従来以上に重視しよう。さらに国際的にも主義・制度にとらわれず人的交流を深め、常時緊密な接触を保ち、いわばマン・ツー・マンの布陣を展開すべきであろう。それによつてわれわれの真意を世に訴えよう。

V む す び

われわれは、企業が社会全体に奉仕する実存であることを自覚し、社会の経済的要請に対しては強い経営力を培い、その社会的要請に対しては新しい秩序を創造することによつてこたえよう。

いまや自由主義経済は、新しい秩序を確立するために、世界中の英知と勇気とを待望している。われわれは、変革の時代に実践をもつて挑戦し、この待望に呼応することをここに確認する。

第29回関西経済同友会大会共同声明

今日の日本経済は、深刻な不況下にあり、かつ脱出の糸口を容易に見出しえず、まさに危機的様相を示している。内外環境の歴史的試練ともいえるこの難局を開くため、われわれは、次の諸点を官民共通の課題とすべきことを確認し、自ら新たな発想で対処する覚悟を明らかにするとともに、政府に対しては、豊かな構想に基づいた政策の勇氣ある実行を要望したい。

1. 当面する不況脱却のため、政府は社会資本充実の施策を強力に実行し、かつそれを内外均衡と真の国民生活向上につながる福祉重点の経済路線への足がかりとして長期的視野の下に推進するほか、企業としても新時代に即応した企業体質・行動様式への転換を急ぐこと。
2. 混迷する国際経済秩序の回復については、米国に責任ある行動を望むとともに、わが国としても、先見性を以て国際経済情勢を的確に判断し、互恵と協調を基本とする対外経済政策を確立し、公正な競争をはかるなど、自らの役割を主体的に果たすことにより局面の打開に貢献していくこと。
3. 多極化する国際政局に対応し、対米関係の調整はもとより、日中国交正常化に早急に取り組み、拡大ECや開発途上国との緊密化に努めるなど自主的かつ多角的外交を展開すること。

昭和46年11月5日

第29回関西経済同友会大会

昭和46年度 経済政策委員会報告

昭和46年12月15日

経済政策委員会

本年度当委員会は70年代の経済運営のあり方をテーマとし、主として福祉と経済との関係を中心に調査研究を行った。

5～6月には講演会を集中的に開催し、10月には全会員対象のアンケートによる意識調査を実施した。

以下、これ迄の調査研究の結果をとりまとめ報告する。

(アンケート調査結果は別紙)

講 演 会 開 催

5月20日	70年代の産業政策のあり方 通産省官房企画室長 天谷直弘氏
6月9日	長期的視点に立つた経済政策のあり方 京大教授 市村真一氏
6月16日	社会の進歩と企業責任 東大助教授 富永健一氏
6月30日	福祉社会における企業 中央大教授 丸尾直美氏
9月17日	世界の動きと日本経済 日本経済新聞論説委員 武山泰雄氏

1. 本年のわが国経済は、停滞の色濃い中に、さきに実施された輸入課徴金等のニクソン新政策、円の変動相場制移行、対米繊維輸出規制等により国際的激動の波に直面した。

一方、国内においては、福祉向上への要請はいよいよ強まり、福祉と経済との関係をいかに調整すべきかが極めて重要な課題となつてきた。

2. 今後のわが国経済の発展にとって、先進国、開発途上国を問わず、国際協調を最重要とする意識がアンケートにも集中的に現われているように世界の市場と資源に依存せざるを得ないわが国経済の運営にとって、その国際的関連を無視した行動は今や許されない。

3. ニクソン・ショック以来、不況の長期化が予想されているにもかかわらず、これからの日本経済の基本的指標は福祉向上と国際協調とにあり不況克服の過程においても両者を見失うべきではない。という意識がアンケート調査にも明確に表われている。

本委員会は、福祉向上を経営運営や企業経営の真に内生的原理として把握し得るか否か、また、そのためにはどのような方法があるのか、といった点を中心に検討を進めてきた。

4. 一般に福祉向上と経済発展とは必ずしも統一的に把握されていない。

1960年代までのわが国においては、福祉向上が所得の上昇に集約されていた。従つて、経済発展—所得上昇—福祉向上は、一元的に把握することが可能であつた。然るに、高度経済成長の結果は、環境の悪化、社会資本の不足といった、忘れられていた新たな、而も極めて重要な課題を提起したのである。

ここに、経済発展と福祉とが一見背反的に捉えられる素地がある。

又、福祉の要請は、自然保全、人間回復といった課題が主題となることが多い。これらは、とかく、これまでの経済の範疇の埒外とされがちであつたことも両者の統一的把握を困難にしている。

5. もとより経済は、福祉のために営まれるものであり、両者の背反は許さるべきものではない。仮にも経済が福祉に反するならば、その経済は検討し直されなければならない。
6. アンケート調査の結果では、福祉向上と経済発展とは両立、調和されるべきものとする意識が、福祉向上を上位の目的概念とする意識をやや上回っている。福祉と経済性の追求とが経済運営又は企業経営の面においてなお、必ずしも一元化され難いことを示している。今後大きな課題として検討されなければならない。
7. 福祉向上と経済発展とを現実の経済運営や企業経営の実践的原理の中で融合統一することは果して可能であるか。

これについては、次のような考え方がある。

現在の自由主義体制下では、私企業は利潤をメルクマールとして自由競争を行い、企業の業績は市場機構によつて評価される。しかし、現在の福祉の問題は、価格で表現できないか、もしくは将来の価値に係わるものであるから、この評価を市場機構に求めるのは不可能である。従つて、福祉向上は市場機構以外のメカニズムによつて追求すべきであり、社会資本の充実や社会保障等、政府機能の拡充、あるいは、公害規制等民間活動に対する規制以外にない、という考え方である。

8. けれども、このように福祉の課題を市場機構による企業経営原理の外に求め、政府機能の拡充や規制の強化に委ねることは、今後、福祉の比重増大とともに、企業活動の他律的制約要因が増大することを意味する。このように福祉の課題を企業活動における自律的原理としてではなく、単なる他律的制約要因として認めることは、今日の自由主義体制における自由と責任の原則を考えると、問題ではなからうか。
9. 即ち、自由主義体制下の人間福祉の基本的条件である自由とはいふまでもなく自律的自由であり、企業の経済活動の自由についても、経済の上位の目的概念としての福祉の課題を自律的に内在的原理として消化することによつて維持できると考えるからである。
10. 福祉の課題を経営運営又は企業経営の実践的原理としていかに消化すべきかは、今日、なお十分な解答を与えられていない。けれども企業は自らの責任において、福祉追求をその経営原理にとり入れるべきだという今回のアンケート調査の結果に見る限りは、その解決の方向はかなり一般に明瞭になりつつあるように思われる。

“70年代の経済政策に関する アンケート調査結果の概要”

昭和 46 年 12 月 15 日

経 済 政 策 委 員 会

国際経済情勢の混迷と、この影響を受けての国内景気の見通し難、さらには公害問題、消費者運動等にみられる「成長よりも福祉」といつた社会の風潮の中で、今後のわが国の経済運営のあり方を明確にする必要が痛感される。そこで、この点について、アンケート方式により会員の意識調査を実施したので、その結果の概要を報告する。尚、今回のアンケートでは多重回答方式をとつたので、一問中の回答率の総計は 100%を超える場合が多い。

(会員数 562、回答数 203、回答率 36%)

1. 経済発展と福祉向上との関係については

- ① 経済発展が福祉の充足にマイナスを伴う場合は、経済発展と福祉向上とを両立さすべきだとの意見が最も多く回答者の 6 割 (以下同じ) を占めた。
- ② 福祉向上の前提として経済発展を優先すべしとの意見は少なく (2 割)、むしろ、これまでの成長要因であつた技術革新のテンポは鈍化すると予想されるから、今後の経済発展を支えるために、社会資本の充実による福祉向上が必要だという意識の方が高い (5 割)、これは経済発展と福祉向上の両立を社会資本の充実によつて図ろうという意識が非常に高いことを示している。
- ③ また、福祉向上を経済発展よりも上位の目的とし、福祉要請を満足させない経済を長期的に維持することは難しいとの観点から、福祉向上を目指す結果、経済発展が制約されるとしてもやむを得ないという考え方が 5 割弱ある。(このうち一部は成長と福祉の両立・調和の意見と重複が認められる。)

2. 福祉の要請に応えるのは政府の責任か、民間にも果すべき役割があるかという点については、

- ① 民間にも果すべき役割と責任があるという意見が圧倒的に多い。
- ② その場合の意識としては、
 - (i) 自由主義体制のもつ「自由と自己責任」が人間福祉の基本的条件であり、これを守るためにも企業は福祉追求を自らの経営原理にとり入れていくべきで、そうしなければ企業自体の存立基盤

を喪うとするのが約6割。

(ii) 新しい福祉要請の中には、民間部門が市場原理によつて供給できるし、あるいはその方が望ましいと思われるようなものがあるから、民間部門は積極的にその需要に応えるべきだというのが約6割。

(iii) また企業の負担能力の許可限りで福祉要請に協力すべきだというのが約5割。

で企業が積極的に社会全体の福祉向上に役割を見出し、責任を果たしていこうという姿勢がみられる。

③ 但し

(i) 公害のように公害自体の基準が明確でないものは、何らかの方法で政府が社会の納得を得るよう措置すべきだ(約4割)。

(ii) 福祉向上に要するコストについて、社会が負担する了解があれば、福祉要請を企業原理の中にとり入れられる。(約5割)

という注釈的意見も多い。

④ 福祉要請に応えるのはすべて政府の責任とする意見は至つて少ない。

即ち、過去の政府の無策により今日の福祉問題が出てきてから(3%)、福祉要請は新たな問題であるが政府の施策で十分応えられるものである(10%)、福祉要請は企業経営原理とは相容れないから政府の規制にまつ以外にない(3%)という程度である。

3. ニクソン・ショック以来、国内の不況が長期化する懸念があるが、こうした現実
に立脚した場合、福祉向上と経済の安定と成長との関係について

① 福祉向上と国際協調が今後の日本経済の基本的指標だとして、不況克服の過程でこれを見失つてはならないという意見が約8割を占め、

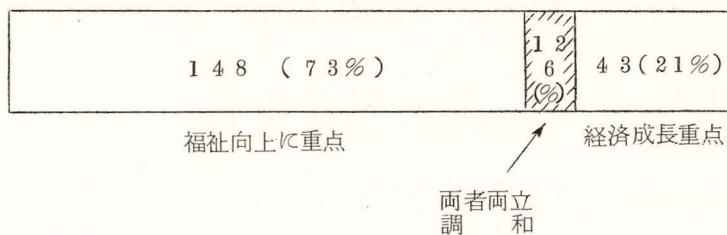
② 日米経済関係の悪化、あるいは今日の事態の国際通貨不安には、日本の成長政策偏重にも責任があるから、これらの事態改善のためにも福祉向上を図るべきだという意見が4割あつた。

③ 一方、不況の長期化が予想される今日においては、福祉の大前提である経済の安定と成長が重要という意見も約3割あつて、基本的に福祉向上と経済発展の関係を問うた時、福祉の前提としての経済発展を優先すべしという意見が2割であつたのに比べて多くなつてはいるが、これは、比較的短期的な観点に立つての意見と考えられる。

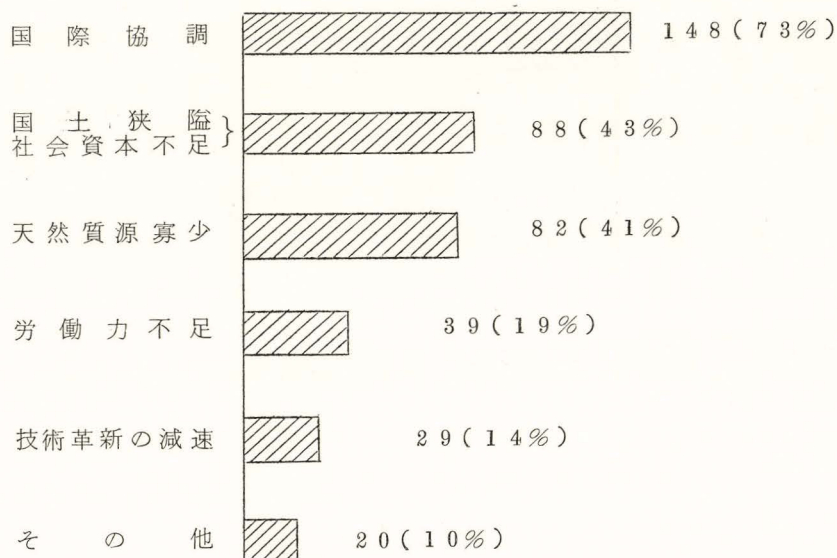
④ 尚、新しい円平価の下では、より強化された成長政策によつて、国際競争力の回復を図るべきだという意見は1割強に過ぎなかつた。

4. そこで70年代の経済運営の方向や課題として、次の設問を行つたところ、その回答は、次の通りであつた。

イ] これからの経済運営の基本的方向

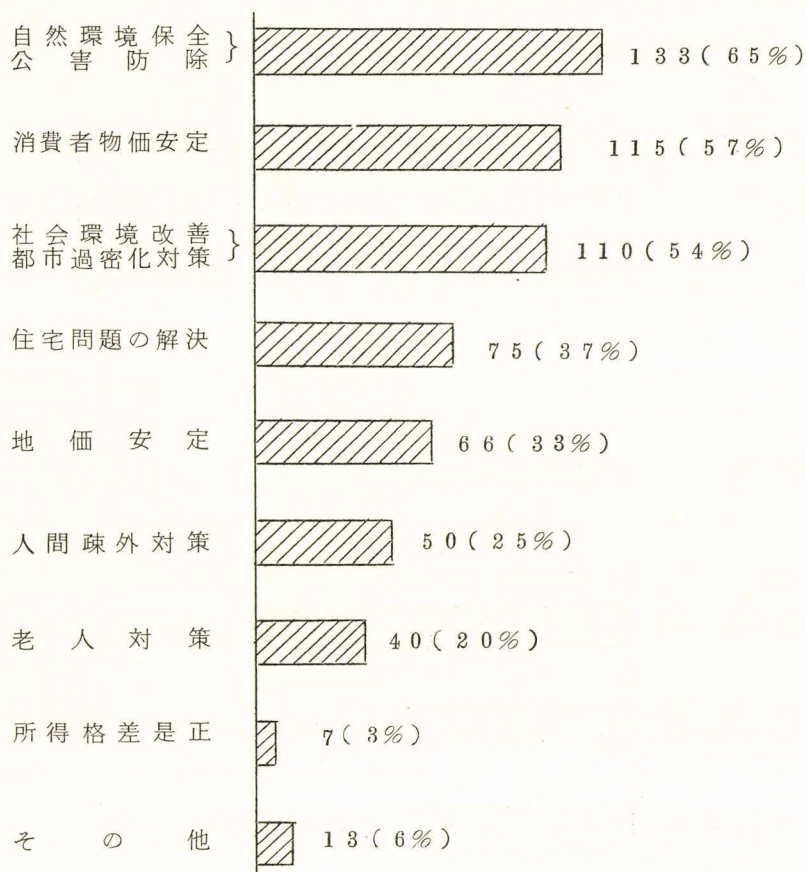


ロ] 今後の経済発展にとつての問題点は何か。



(注) その他には、教育問題、物価問題、行政改革、産業構造などが挙げられている。

ハ] 人間福祉の向上という面での問題は何か。



(注) その他には、国土計画、土地制度改革、教育などが挙げられている。

通貨調整の結果について

昭和46年12月19日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山 本 弘

今夏以来日本経済を極度の混迷に陥れてきた通貨調整問題は、関係各国の協力によってようやく一段落した。しかし、わが国が深刻な不況下にあるため、国際収支の黒字幅が経済の実力以上に拡大して表われ、それが円に対する過大評価となって予想を上回る切上げ幅を余儀なくされたことは大変不幸であった。

この結果、デフレ圧力がさらに強まり、当面国内経済は深刻な事態を迎えざるをえまいが、反面、わが国経済にとって歴史的な出来事であるこの円切上げは、これを克服する過程において、福祉、公共部門の充実、産業構造の転換、資源の最適再配分をはかるなど日本経済を内外均衡のとれた健全な成長軌道に乗せる絶好の機会であるともいえよう。

このため、とくに次の諸施策を強力に実行することが必要である。

- (1) 当面の不況を脱却し、かつ国民福祉の水準向上をはかるため、財政面からの施策を重点的に実行する必要があり、かゝる観点から、目下編成中の47年度予算については、大規模な国債の発行により、積極的に大型化をはかること。なお、懸念される物価上昇については、輸入政策の積極的活用などにより、極力その抑制に努めること。
- (2) 今後の経済政策については、不況の慢性化と国際収支の黒字累増、ひいては通貨の再調整という悪循環を断ち切り、内外均衡と真の国民生活向上につながる福祉重点の経済路線への移行を、長期的視野の下に推進すること。
- (3) 今回のような急激なショックを避けるためにも、今後は先見性を以て国際経済情勢を的確に判断し、互恵と協調を基本とする対外政策を確立し、公正な競争をはかるなど、自ら“世界の中の日本”として生き抜く態勢を整備すること。

蔵相会議の結果について

昭和46年12月19日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 佐 治 敬 三

各国の対米協力によって通貨調整はようやく一段落したが、前途に対する不安はなお消えていない。

予想外にきびしい円相場の決定と、新しい通貨・貿易秩序での責任分担は、わが国に多くの試練をあたえることになるだろうが、しかし、経済体質、構造変化など諸問題の集中的解決のきっかけともなるだろう。

福祉・公的部門の充実、内需重視によって、資源の再配分をはかり、いまこそ「成長活用型」経済運営の軌道をつくるべきである。さもなければ、不況慢性化と国際収支の黒字累増といういまわしい悪循環はさけられない。

個別対策としては、とくに、

- ① 国民生活安定のための積極的輸入政策の実施と
- ② 旧態依然たる“健全財政”の通念にとらわれることなく、一般会計・地方財政の財源不足をカバーする4兆円の大型公債の発行

を望みたい。

いま必要なのは、円の新しい評価をひとつのガイドとした「日本の新経済政策」の緊急にして強力な実行であり、かかる決断を現在編成中の来年度予算にもりこむことを要望する。

第五次公定歩合の引下げについて

昭和 46 年 12 月 28 日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山 本 弘

代表幹事 佐 治 敬 三

円の大幅な切上げにより懸念される不況の一層の深刻化に対処し、また海外金利の低下傾向に対応するものとして、妥当な措置と思われ、沈滞しきった産業界に心理的な明るさを与えるとともに、市中金利の低下、借入コストの低減を通じて、企業業績悪化の一つの歯止めとなることが期待される。

しかし、予想を上回る円切上げの衝撃や需給ギャップの大きさからみて、これを以て本格的な景気回復をはかることは困難であろうし、また本措置によって、わが国の公定歩合が欧米先進国並みの 4 % 台の水準となることや金融の量的緩和も既に大幅に進展している現状からみて、もはや金融面からの景気浮揚策は限界に達しつつあるとみられる。あとは、現在編成中の 47 年度予算の大型化など直接実需につながる財政面の施策にもっばら期待する他あるまい。

昭和 47 年 年頭にあたつて

昭和 47 年 1 月 6 日

社団法人 関西経済同友会

1. はじめに

円の大幅切上げによって幕を閉じた過ぐる一年は、国際政治経済両面において歴史的な事件が相次ぎ、まさに激動の 70 年代を象徴する年であった。

特に、国際経済面における米国のドル防衛策の強行は、20 有余年の間堅持されてきた IMF 体制の根幹を揺がしたのみならず、自由貿易を標榜する G A T T の理念に対して大きな衝撃を与えた。これ

を契機として提起されている諸々の問題は、在来の観念では到底律し切れないものであり、いまや国際経済は大きな変革期を迎えている。

わが国経済も、動揺する国際経済情勢のもとにおいて、不況の深刻化が懸念されており、しかもその局面は、対外均衡の観点から、海外需要に不況克服の契機を求め得ないというに、当面講じられつつある景気対策によっても、沈静した国内需要の刺激に即効性を期待し難いという困難な事態を迎えており、従来とは、全く様相を異にするものといえよう。

また、過去の高度経済成長は、国民所得の上昇と、それに基づく生活水準の向上を実現したが、いまや所得向上への欲求とともに、環境改善など多面的な福祉向上への欲求が高まり、一部には、経済成長と福祉向上とが二律背反であるかのごとき誤解さえ生じつつある。

2. 経済の課題

本年のわが国経済は、新しい秩序を求めて動揺を続ける国際経済社会において、その一員として実力にふさわしい責務を果し、節度ある行動をもって対応するとともに、一方、国内においては社会資本の充実を中心とする多面的な福祉向上の要請に応えつつ、不況を克服するという、いわば「内外にわたる多元的均衡への道」を踏み出すべき年といえよう。

福祉の指標を専ら所得上昇におき、資源と市場を自在に世界に求めて、経済の高度成長を遂げてきた時代は過ぎた。いまや、過去に培われた観念にとらわれず発想を転換して、未踏の原野を切り拓く覚悟のもとにこの内外にわたる多元的均衡の道を模索し、これに対処する方途を探索しなければならない。

就中、われわれ経済人は、自由主義経済の理念に基づき、内外にわたる多元的均衡に対する深い配慮のもとに、それぞれの経済行動を律し、積極的にその責務を果すべきものと考えらる。

何れにせよ、わが国経済はもはや高度成長の時代から、国際協調、国民福祉の向上を指向して運営すべき時代を迎えている。したがって、これに伴う経済成長の減速過程において、いかにして円滑にわが国の経済体質をこれに適応するよう転換するかが、本年の最大の課題となろう。

3. 企業の課題

このように、わが国が歴史的激動の時代に当面し、内外にわたる多元的均衡への道を模索しようとする本年は、企業にとっての課題も枚挙しえぬほどのものがある。その中で、特に次の点を強調し、われわれの実践の目標としたい。

第一は、動揺を続ける内外の諸情勢のもとで、減速経済に適応できる企業体質への転換を図ることである。そのためには、先ず現に定着している「一桁成長即不況」の観念から脱却すること、さらには二桁成長下でこそ容易であった売上増大による企業利潤の確保を、経営の効率化に基づくものに転換し

ていくことが必要である。このためにも産業再編成や、業種転換等の構造改善は、企業自ら主体的に実施すべきであろう。

第二は、スタグフレーションの主因となる減速経済下の加速的賃金上昇の回避である。従来の雇用慣行は、完全雇用の達成とともに賃金の加速的上昇をもたらしたのみでなく、近年この傾向は惰性となりつつあり、今後この傾向が持続されるならば、欧米の現状に見るときスタグフレーション発生は免れ難い。従つて、この際、在来の固定化した雇用慣行を再検討し、賃金、労働時間等労働条件全般にわたる国際比較に基いて、わが国に最も適合した新しい雇用慣行を創り出すべきときであると考えらる。

第三は、企業と社会との連帯を強化することである。周辺社会の企業活動に対する関心は、ますますその度を深めており、地域住民、消費者等周辺社会の福祉向上に貢献しえない企業活動は、社会との相剋を深め、その存続さえ困難とならう。われわれは、企業活動が惹き起す様々の経済外的影響について多面的に配慮し、自らの行動を律していかなければならない。特に環境改善の問題については、われわれは社会連帯の観点から最大限の努力を払うとともに、公害防除技術の開発はもとより、生産工程のクローズド・システム化などを推進し、環境の改善と企業の発展とが二者択一のものではないことを実証すべきである。

第四は、国際協調の理念に基づく企業活動の展開である。減速経済下における過当競争は、企業体質の著しい弱화를招来するのみでなく、内外経済の攪乱要因となり、新しい国際経済秩序の確立を大幅に延引させる。特に、わが国の場合、海外経済活動における過当競争は、諸外国との摩擦を激化し、その指弾を受けてわが国を孤立化させることともなる。この際、われわれは国際社会との連帯意識を一段と深め、オーダーリー・マーケティングの確立など国際協調の実をあげなければならない。

4. 政府への要望

以上の課題を達成するために、政府に期待するところは極めて大きい。われわれは、特に次の諸点について強く要望する。

第一は、多極化する国際社会において、均衡ある多角的自主外交を積極的に推進することである。いうまでもなく、海外の資源と市場に依存せざるをえないわが国経済は、国際平和の維持と世界経済全体の発展なくして存立しえない。従つて、わが国が国際社会において孤立化を避け、国際経済のブロック化への動きを防ぐことが、わが国将来の発展の基盤として最大の課題であることを銘記し、多極化する国際情勢に対して、主体的判断のもとに多角的外交を推進すべきである。

第二は、大型財政による強力な不況対策と福祉政策の推進である。このため、本年は大規模な国債発行により財源を確保するとともに、特にその実施にあつては、福祉政策の柱となる社会資本の充実を効率的に進めるため、財政投融资の重点化を図ることはもとより、大規模プロジェクト方式をさらに活

用し、設計段階をも含めて民間部門に一括発注するなど、思い切った方式を採用入れるべきである。さらに、民間部門の公害防除施設に対する投資は、福祉政策としても、また民間設備投資を刺激する意味からも、本年こそ大幅にこれを推進する絶好の機会であり、金融・税制面における積極的な助成策を講ずべきである。

第三に、激動する新時代に対応するに必要な諸制度の改革を果敢に実行することである。政府の役割が増大する時代にあつては、行財政の徹底的効率化、弾力化なくしてその達成を期待しえない。行財政制度改革の必要性は既に言い尽されているが、本年こそ、まさにその断行のときであることを重ねて強調する。さらに、土地問題は、ひとり公共投資の効率化を阻むのみならず、国の将来を左右する喫緊の問題である。本年こそ土地制度改革について早急に実効ある対策を講じることを併せて強く要望する。

5. む す び

国際経済の混迷、内外情勢の激動の中で、いまやわれわれは四半世紀に及ぶ戦後時代に訣別を告げ、新しい時代を迎えようとしている。今こそ、われわれ経済人は、現に定着している諸々の観念にとらわれることなく発想の転換を図るとともに、社会全体に奉仕する企業の使命を自覚し、新たなる自由主義経済発展の方途を真摯に追求し、力強く新しい時代への第一歩を踏み出そう。

“福祉型地域開発への道”

昭和47年1月6日

地 域 開 発 委 員 会

60年代の経済運営は、ひたむきに効率性、合理性を追求するものであつたが、それがあまりにも短兵急すぎたため、今日解決を迫られている諸問題を引き起している。

すなわちわが国経済の高度成長にともない、経済規模は十年前の約四・五倍となり、GNP水準は二千億ドルを突破し、また世界経済に占めるわが国経済の比重の増大、地位の向上がみられたが、一方国内においては都市問題、過疎問題、環境問題をはじめ種々の社会経済的弊害が顕在化し、国際面でも貿

易、資本進出についてわが国への警戒感、批判が高まりつつある。

70年代においては、このような諸事実を謙虚に反省し、国際協調の立場から国際化を強力に推進するとともに、社会資本の充実、社会保障の拡充、生活環境の整備、環境問題の解決など福祉社会、福祉経済実現のため質的転換がはかられねばならない。

地域開発においても従来の効率性、合理性のみを重視する方式から、人間福祉を重視した、いわゆる福祉型地域開発への転換がはかられなければならない。

I 福祉型地域開発の基本条件

70年代において福祉型地域開発の積極的展開をはかるためには次のような方向転換がはかられねばならない。

第一に地域開発の目標を従来の地域所得向上のみに重点を置くだけではなしに住みよい環境の創造、良好な地域コミュニティの育成、地域文化の創造といったものを織りこんだいわゆる地域福祉の向上へ質的転換をはかる必要がある。その為には産業開発だけでなく社会開発、環境の保全と創造、文化の創造等が強力に推進されるべきである。

第二に福祉社会の建設あるいは福祉型地域開発を促進するためには、公共部門に限らず民間部門の知恵と創造力が最大限に活用される必要がある。その為には福祉型地域開発への民間の参加の為の基盤の確立、体制の整備が急務である。

第三に地域開発において、従来の地域の枠を乗り越えて広域的展開をはかる必要がある。

福祉社会建設のための諸課題、たとえば交通・通信ネットワークの整備、広域生活圏の整備、大規模リクリエーション基地の開発、大規模食料基地の開発、大規模工業基地の開発、水資源開発、都市問題、環境問題の解決などについては、従来の地域の枠をこえて、各地域が協調しながら、広域的観点からこれに取組み、解決していかなければならない。このような観点から地域開発委員会は昨年度西日本各地同友会による「西日本地域開発連絡会議」の設置を提唱し、本年度から活動を開始し目下意見交換を行つているが、今後とも西日本総合開発をめざして一層積極的に展開していく必要がある。

II 福祉型地域開発への提言

福祉型地域開発を促進するため、次のような方策を提言したい。

1. 地域環境創造に総力を結集
2. 社会開発の促進
3. 余暇時代への積極対応
4. 中規模工業基地の育成

5. 福祉型地域開発のための制度的措置

(注) 今後の運営についての意見

1. 地域環境創造に総力を結集

70年代のわが国にとって環境問題の解決は最も緊急の課題であり、住みよい地域環境の創造が福祉型地域開発の重点課題であることはいうまでもない。

しかしながら人間をとりまく環境は単に自然のみならず、人間自身によつてつくられる人工環境を含んでおり、住みよい地域環境の創造にはただ自然をそのまま保護するだけでは不十分であり、積極的に人間が創造していく環境が重要である。

従つて環境問題の解決には生態学、工学、化学等の自然科学、経済学、社会学、心理学、法学等の社会科学といった諸科学の結集は勿論、公害防止技術、廃棄物処理技術、資源のサイクル技術、土木建設技術、情報処理技術、制御技術をはじめとした諸技術を環境創造のために積極活用することが不可欠である。

そのため政府、地方自治体、大学、研究所、企業を含めた強力な地域環境創造のための組織の設置を提言する。

2. 社会開発の促進

福祉社会の実現のためには私的消費と社会的消費のバランスのとれた良好なコミュニティの育成が重要である。その為には従来不足している公共財、公共サービスといった社会的消費を高めるため、積極的に社会開発を行つていく必要がある。社会開発の主体は個人の参加を前提とした中央、地方の行政体があたるべきで、開発の手段は財政政策である。従つて今後は社会開発促進のため一層の財政措置の強化、とくに地方財政の強化を行うとともに、社会的消費に関わる要員の育成と確保を計画的にはからねばならない。さらに社会開発への民間参加を促進するための税制、財政金融措置を急ぐべきである。

3. 余暇時代への積極対応

所得の向上、余暇時間の増大にともない、レジャー、リクレーション需要が激増しており、またレジャーの内容も海陸両面にわたつて多様化し、レジャー圏も従来の50～100Km圏レベルから1,000Km圏レベルへと広域化している。今後福祉型地域開発を進める上で、このような大量のレジャー、リクレーション需要にどのように対応していくかが、大きな課題である。60年代の重化学工業化をめざした地域開発によつてレジャー、リクレーションのための資源は稀少化する一方であり、今後大規模、中規模リクレーション基地を積極的に開発することにより、稀少資源の有効利用を促進する必要がある。さらにこ

れ等の地域においては自然の保護、育成、環境保全を徹底する他、遊び、休養だけでなく新しい文化の創造に役立つよう自然の利用、環境創造を行う必要がある。

しかしながら公共、民間ともこのような余暇時代への対応に立遅れがみられるのが現状であり、今後レジャー、リクレーション基地の建設が容易となるような法制、財政金融措置等の制度的整備を提言する。

4. 中規模工業基地の育成

従来の地域開発は、各府県あるいは各ブロック内での自己完結性を重視し、重化学工業化を共通の柱としてきたため、各地で類似的な開発が展開され、環境の悪化、文化遺産の喪失がみられた。

今後無公害型の大規模工業基地の建設は重要な課題であるが、福祉経済時代の望ましい産業構造としては重化学工業から高度加工型産業へ転換していかなければならない。その為にはむしろ森林地域や大規模農業基地と魅力ある地方中核都市との間に中規模工業基地を点在させ、広域的視野に立脚した多彩な国土利用を図るべきである。

5. 福祉型地域開発のための制度的措置

福祉型地域開発促進のためには、法制、行政、財政、税制、金融等の制度面での整備が急務である。

とくに次のような施策の実施を提言する。

1. 福祉型地域開発を容易にする土地制度

- (1) 公共目的のための私権の制限
- (2) 先買い制度の実施による公共目的のための土地の先行確保

2. 過密の抑制、過疎の防止のための諸制度

- (1) 工業再配置促進法の実施による工場の地方分散の促進ならびにエネルギー産業、基幹資源型産業の立地の円滑化措置
- (2) 過疎地域開発のための財政、金融措置の強化
- (3) 地方文化の中心育成のため、地方の国立、公立大学の育成強化ならびに地方私学への積極的助成
- (4) 農村地域工業導入促進法の実施による農工一体化の促進
- (5) 事務所、事業所税案の実施、都市での立地制限による地方分散化の促進

3. 福祉型地域開発への民間の参加促進のための諸制度

- (1) 民間デベロッパー育成のための財政、税制、金融措置
- (2) 公共事業の民間委託の推進

(注) 今後の運営についての意見

六十年代において、地域開発委員会は所得倍増計画、中期計画、全国総合開発計画などを受けて所得の増大、生産力の拡充とそのための基盤整備という観点からいかに国土の有効利用をはかつていくかという問題意識にたつて種々の提言を行なつてきた。提言自体は阪神ポートオーソリティ構想、琵琶湖総合開発、大阪湾総合開発構想、西日本総合開発など、それぞれ時代の要請に応えたもので、事実具体的な動きとなつて結実している。これらを通観してみると、とりあげる地域自体も阪神大都市圏、近畿圏といったものから西日本、日本全体といった様に広域化している。これは行動圏、生活圏が従来の 50～100 Km 圏から 1,000 Km 圏に広域化したほかに、地域の問題自体を広域的な観点から解決していかざるを得なくなつていることを意味している。

さらに円切り上げ後のわが国経済は、従来の経済成長のみを目指したものから国民福祉の向上を目標としたものに今後大きく転換していかざるを得ず、そのためには社会資本の充実、生活環境の整備、公害防除、都市問題の解決、健康・保健、教育の充実といった広い意味での社会開発に重点を置くべきである。しかしながら社会開発を推進するためには単に財政支出のみをふやすといった方策だけでは不充分であり、そのための資源の再配分、物的施設の整備、要員の育成確保をはじめ人間社会（コミュニティ）の創造などを含めたより広い観点から長期かつ計画的に行われねばならない。

従つて同友会としても従来の地域開発委員会を含める形で、新たに社会開発委員会を設け、より広い総合的な視野に立つて社会開発のあるべき姿を検討していくことが望ましい。

佐藤・ニクソン会談について

昭和 47 年 1 月 8 日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山 本 弘

代表幹事 佐 治 敬 三

昨年来二つのニクソン・ショックによつて冷却気味であつた日米関係について、相互理解を深め友好親善を推進する上で、大きな意義があつたと思う。

とくに、沖縄問題については、返還の時期について最終的合意をみ、また核抜き・基地縮小についても基本的方向を相互に確認し合つたことは大きな成果であつたと思う。

また、日米経済関係については、このところ矢継早に打出されてきた米国の圧力が少くとも 1 年間棚上げされたということは、当面の不安をやわらげたものといえよう。

しかし、今回の会談の焦点でもあつた中国問題については、米側の「台湾へのコミットメントは変えない。古い友人を犠牲にしない」という従来の基本態度を再確認したにとどまり、期待されていた日中国交回復への足がかりを表面的には何ら得られなかつたのは残念である。結局、日中関係の打開はすぐれて日本固有の問題であり、主体的な努力が必要であることを認識すべきであろう。

米・中 共同声明について

昭和 47 年 2 月 27 日

社団法人 関西経済同友会

代表幹事 山 本 弘

代表幹事 佐 治 敬 三

今回の会談の意義は、何といつても双方の努力によつて友好的な接触のとびらを開き、体制の相違を越えて平和共存のあり方を真剣に話し合いかつ合意に達した点にある。

米中両国間において事実上の平和共存宣言がなされたことは、この会談の成功を物語るものであり、世界、就中アジアの平和と繁栄に大きく貢献する歴史的意義を高く評価したい。

共同声明に盛られている台湾問題はじめ諸懸案処理の方向と、人事交流・通商拡大、外交折衝継続の 3本の柱は、現在明らかにしうる最少範囲のものと理解され、実際にはこれをきつかけとして米中両国間の国交正常化は急速に進展しよう。日本としては、日中国交正常化をまさに日中二国間喫緊の問題として主体的にとりくむ必要のあることをますます痛感する。

政府としては、日中国交正常化を心から願う立場を明確にし、具体的推進に関する構想を固め、一日も早く交渉の糸口を作るべきであり、一方我々としても第二次訪中団の計画推進をはじめ日中を結ぶパイプを太くするために、経済人の立場からさらに努力する覚悟を新たにするものである。

46 年度中国問題懇談会活動報告

昭和 47 年 3 月 21 日

中国問題懇談会

1. 活動概況

関西経済同友会中国問題懇談会は、本年度新設され、大月座長はじめ、常任委員 8 名、および運営委員 3 名で編成、発足した。

懇談会の構成は次の通り。

座長一大月高同和火災海上保険会長、常任委員 一会津幸雄日立造船副社長、太田治郎野村証券常務、小泉計太郎住友商事参与、永松孝信住友化学工業副社長、永山盛康ユニチカ常務、日向敏雄住友金属工業取締役、前田義里関西電力常務、溝口義雄伊藤忠商事専務。

まず、4 月 23 日、5 月 12 日の常任委員会において、活動方針を協議、次のような基本方針を決定した。

「中国問題に取り組む基本姿勢は、日中関係の打開・改善を積極的に考える立場に立つ。しかし、いたずらにムードによつて動くのではなく、中国を知るための冷静かつ長期的な観点から、じつくりと取り組む。とりわけ経済人という立場から、中国経済の実態を知り、中国の市場性についての調査研究に重点をおく。もとより政治的、外交的、社会的側面との絡み合いが多く、単純な経済問題として取扱うことを適当としない点が多いので、必要な限りにおいて経済外的な問題をも研究する。」

上記の方針にそつて、効率的な研究をはかるため、フローチャート「中国問題のアウトライン」を作成し、取上げるテーマ、講師の選定の参考とした。活動は、常任委員会と、全会員対象の講演会とを併行して進めた。常任委員会は 11 回開き、主として少数、クローズでの懇談を行ない、講演会は 7 回開催した。

日程、講師は次の通り。

- 4 月 23 日 第 1 回常任委員会（活動方針協議）
- 5 月 10 日 運営委員打合せ（ " ）
- 5 月 12 日 第 2 回常任委員会（ " ）
- 5 月 22 日 第 1 回講演会（日本経済新聞社一鯨島敬治氏）
- 6 月 2 日 第 3 回常任委員会（野村総合研究所と）
- 6 月 15 日 第 4 回常任委員会（アジア経済研究所一渡辺弥栄司氏）
- " 第 2 回講演会（ " ）

- 6月21日 第5回常任委員会（外務省審議官一法眼晋作氏）
 - 6月21日 第3回講演会（神戸大学教授一宮下忠雄氏）
 - 7月7日 第6回常任委員会（中間報告とりまとめ）
 - 7月8日 第4回幹事会に中間報告提出
 - 7月16日 第7回常任委員会（中間報告の取扱い）
 - 7月20日 第4回講演会（アジア経済研究所一尾上悦三氏）
 - 8月2日 京阪神会員合同懇談会において、佐治代表幹事演説
 - 10月6日 第8回常任委員会（訪中団帰国報告）
 - 12月17日 第5回講演会（城野 宏氏）
 - 47年 2月7日 第9回常任委員会（渡辺弥栄司氏）
 - 2月17日 第6回講演会（ジェトロ一佐々木輝久氏）
 - 2月23日 第10回常任委員会（野村総合研究所）
 - 〃 第7回講演会（ 〃 ）
 - 3月16日 第11回常任委員会（報告とりまとめ）
- （他に6月10日オーエン・ラチモア教授との懇談に代表幹事、大月座長出席）

2. 「中国問題に関する中間報告」（46. 7. 8）について

中国問題懇談会の本年度の活動を通じて特言したいことは、7月8日の幹事会において、中国問題に関する中間報告「日中国交回復の道を求めて」を提出したことである。

この中間報告は、年度初め以来それまでに開いた5回の常任委員会、3回の講演会での討議を経た段階で、座長の手許で起草し、7月7日の常任委員会で討議、了承を得た上、翌8日の定例幹事会に提出された。中間報告は約6千字、大別して、基本的取組態度、中国経済の評価と互惠共存の可能性、台湾問題、現状における中国との関係、日中親善の具体的展開の6項目から成り、「国際秩序の確立、アジアの平和促進のためには、中華人民共和国の国際社会への参加は喫緊の要請であろう。世界の与論の大勢もそうであるし、わが国と同じく中華民国政府と複雑な関係を有するアメリカの対中国外交の基調も変化の兆をみせつつある。われわれとしては、諸外国に比較して特に困難な経緯をもちつつも、この世界の風潮と歩みをとみにすべきである。その努力の焦点は、まず窓口の開いている民間外交の糸口を地道に堅実に押し抜けて行くことであろう。政府間の交渉も双方ともに、順を追って柔軟な弾力的態度をもつて、国交回復のために積極的な努力を行うべき段階にあると思われる。」とむすんでいる。

当時は、ニクソン訪中声明以前の時点であり、中国問題のもつ性格から、とくに経済団体がこの問題について何らかの意見発表を行うことがむずかしい時点であり、それだけにこの中間報告は中国問題に

対して、積極的かつ先見性のある発言を基調としたものであつた。

中間報告は、幹事会においても白熱の論議を生み、熱心な検討が行なわれた。今日からみて昔日の感がある当時の情勢の中で、当然のことながら意見が分れ、積極的な内容を生かすためには更に慎重な配慮が必要とのことで、取扱いは代表幹事一任となり、即日発表することは見送られた。

その一週間のち、7月16日、戦後の国際政治に大きな波紋を生ぜしめたニクソン米大統領の訪中声明が発表された。

この情勢の急展開を背景に、8月2日大阪で本会会員懇談会が開いた京阪神経済同友会夏季会員合同懇談会がこの中間報告を生かす絶好の機会となつた。当日のテーマは「世界経済秩序づくりへの参加」であり、第1部中国問題への新しい対応、第2部国際協調の新しい次元、第3部海外協力における新たな貢献の三分科会で討議されたが、第1部において問題提起意見発表に立つた佐治代表幹事は、その演説「日中国交回復に向かつて」の中で、中間報告の趣旨をとり入れ、これを敷衍する意見発表を行なつた。

佐治演説は、(1)ニクソン訪中声明という新事態の評価、(2)新しい世界情勢への対応、(3)中国問題に対するわれわれの基本的態度、(4)中国経済の評価と互惠共存の可能性、(5)政府に望む、(6)関西財界訪中ミッションの意義の六項目にわたっている。

これは翌日の新聞紙上に大きく報道され、大きな反響を呼んだ。ことに中国の国連代表権支持と日中正式国交の樹立という明確な態度と、関西財界訪中ミッション編成への積極的な姿勢表明は、かねて関西経済五団体首脳を中心に関西財界で進められていた関西財界訪中団の実現を促進する一つの契機となつたといわれている。「中間報告」は佐治演説を媒介として一つの役割を果たしたといえよう。

関西財界訪中団は、山本、佐治両代表幹事をはじめ、五団体首脳で編成され、佐伯大阪商工会議所会頭を団長に9月15日訪中、周恩来首相はじめ中国要人と懇談、友好親善に大きな成果を収めて帰国した。

その後、関西財界訪中団メンバーを中心に京阪神財界首脳を加えて、「中国問題懇話会」が作られ、関西財界ベースでの実践活動が進められている。10月、国連総会は76対35の圧倒的な票差で中国の国連復帰を可決した。

3. 中国経済の評価と互惠共存の可能性について

中国問題懇談会が年間活動を通じて重点をおいたのは、中国を知るための、とくに中国経済を知るための勉強であつた。これは全会員対象の講演会の形で行なわれ、このために、先に掲げた学者、専門家を招いて講演をきいた。その内容は、中国問題懇談会通報にまとめ配布した。

われわれの中国経済の評価と互惠共存の可能性についての見解は、佐治演説の通りであり、この点については、今日なお変わらない。

4、提 案

中国問題懇談会は、中国問題が歴史に残る劇的な展開をみせた46年度において、われわれに付託された期待の一半に応える活動ができたと思う。

われわれは、中国問題が、こんごともわが国の将来にとって大きな課題であり、長期的な視野に立つて、じつくりと取組むべき問題であると考ええる。

更に、こんごの中国問題への取組にあたっては、より実践的な行動と、長期かつ充実した研究機関によるより深い研究が必要な段階に入つたと考ええる。幸にして、関西財界訪中団が、わが国初の経済人による訪中団として訪中し、その後発足した中国問題懇話会を中心に、関西財界ベースでの実践行動が積極的に進められている。

われわれの提案したいのは、関西経済界全体のものとして、経済のみならず広く中国を研究する機関を設けることである。歴史的にも、地理的にも、又経済的にも、中国との関係が深い関西経済にとって、こんご中国問題に取組むためには、たゞ情報を得るのみならず、十分な資料・情報の集積と、それを分析し判断する能力をもつ機関が必要だと考える。関西には、それを実現するだけの、人的、文化的、経済的な環境に恵まれている。この提案が、各方面に前向きに検討されることを期待する。

近畿圏における大規模ニュータウン開発への提言

一昭和46年度都市問題委員会報告一

昭和47年3月21日

都市問題委員会

今後わが国が福祉国家を建設していくにあたり、その要となるのは都市問題である。

近時、都市化の進展は、予想を上廻る速度と対策の遅れにより、住宅難、交通戦争、環境汚染等の問題を発生させ、都市本来の機能を麻痺させるとともに、いわゆる“住みにくさ”による住民の不满をかきたてている。

都市化は、今後も産業構造の高度化、脱工業化を通じて一層進展し、将来、わが国人口の大半は都市生活を営むことが予想されるが、この都市問題の解決なくしては福祉国家の建設は期待しえないといえる。

都市問題委員会では、このような問題意識に基づいて、本年度は「大都市周辺におけるニュータウンのあり方」をテーマとして選り研究を続けてきたが、ここに近畿大都市圏におけるニュータウン建設の問題点と今後のあり方について取りまとめたので、以下の通り報告する。

研究会開催

6月24日	大都市周辺におけるニュータウンのあり方 坂本二郎氏
7月7日	大都市周辺におけるニュータウンのあり方 東洋大学学長 磯村英一氏
7月12日	鉄道新線を基軸とする新都市開発 経企庁総合開発局参事官 山東良文氏
10月27日	転換期のニュータウンについて 大阪府企業局建設第一課長 今西祥郎氏
11月10日	大都市周辺におけるニュータウンのあり方 日本住宅公団大阪支所宅地事業部長 池田睦治氏

I 近畿圏におけるニュータウン建設の必要性

近畿圏においては、わが国最初のニュータウンといわれる千里（昭和34～45年、人口15万人）をはじめ、泉北（昭和40～50年、人口19万人）ニュータウンの建設が行なわれ、さらに現在、北摂、西神、東播等にニュータウンの計画が進められている。

これらニュータウン出現の背景には、人口の大都市集中と世帯の細分化による住宅需要圧力の増大、さらに大都市周辺の地価の上昇が、新しい住宅地を漸次郊外へ押出していつた事情があり、このようなことから都市の秩序ある発展を誘導する何らかの方策が要求されてきたわけである。

大量の住宅需要を充足し、所得水準の向上に伴う居住環境の改善と、都市施設の整備を行なうためには、計画的かつ大規模な町づくりが望まれるところであり、まさに千里ニュータウンは、その考え方に立脚したニュータウンの嚆矢といえることができる。

新全国総合開発計画によれば、近畿の大阪、京都、神戸を中核とする大都市圏においては、引続き人口が増加し、昭和40年の960万人（近畿大都市圏の市街地人口）から昭和60年には1,400万人と、この間約440万人の人口増加が予想されている。このような大幅な人口増による住宅需要の増加を吸収しつつ、しかも現状の無秩序な都市の膨張を抑制し、すみにくい既存の都市環境から脱却して、快適な生活環境を作り上げるためには、都市内再開発などの手段と併せ程よく既存都市と距離をおいた地域に、大規模なニュータウン建設が引続き行なわれなければならない。

II 近畿圏におけるニュータウン建設の問題点

(1) 適地確保と住宅の供給

ニュータウン建設に際しての最大の課題は適地の確保である。新全国総合開発計画では、昭和60年における近畿大都市圏の1,400万人を吸収するには、昭和40年に比べ50千ヘクタール増の123千ヘクタールの市街地面積が必要となるとしており、また、近畿圏整備基本計画によれば、昭和46～60年度で約32千ヘクタールの宅地供給が必要としている。

このような宅地開発需要に対して、現在北摂、西神、東播、琵琶湖東南部、丹波山城丘陵、阪奈和丘陵地域などが開発候補地としてあげられており、物理的な意味での用地は十分存在しているといえる。

かかる土地を快適な住宅地化するためには交通網の整備、水資源の確保など、いわゆる社会資本の整備、さらにその前提としての土地の確保とが必要であるが、現状は必ずしもこれらが円滑に行なわれているとはいえない。

さらにニュータウン内に建設される住宅についても、従来のニュータウンの例では年令、家族構成なども同質化の傾向が強く、また住宅それ自体も団地的画一性に陥つて心から親愛感をもてないなど、

コミュニティの形成に欠ける点があつた。コミュニティ形成への指向も今後のニュータウンの課題であらう。

(2) 行財政・金融の円滑化

ニュータウンが複数の行政区域にまたがっている場合は、その建設の過程で各地方自治体の開発基準が不統一、不明確であることが障害になるほか、その後の住民生活においても、同一ニュータウン内にありながら行政を異にすることは大きな問題である。

また、ニュータウン建設を進める場合に、地元市町村では公共・公益施設充実のために巨額の財政需要が発生するにもかかわらず、これに見合う収入にタイムラグがあるため、多くはその負担に耐えられないのが現状である。国及び府県の先行投資としての財政援助や起債、交付税その他の特別の財政措置が強く望まれているところである。

一方、金融面においても、これらニュータウン建設に必要な資金が円滑に供給されているとはいえない現状にあり、このためには公的部門による質的補完により、民間部門の資金をより有効に活用する方策が望まれている。

(3) 都市交通の整備

近畿大都市圏にニュータウンを建設するための最大の問題は、中核都市とニュータウンをつなぐ交通網の整備であり、相当量の新線建設と既設線の輸送能力増強が必要になる。

しかし、現状をみると、鉄道はこれらの建設に伴う膨大な資本費負担を運賃で賄うという独立採算制を立前としているにもかかわらず、一方で公共料金の名の下に運賃を低位におさえられているので、建設のインセンティブが働かない現状にある。

(4) 社会環境の整備

これからのニュータウン建設において望まれることは、そこに良好な居住環境を用意し、地域住民間の意思の疎通、社会的連帯感を醸成してコミュニティを形成することである。

この点、現状のニュータウン建設においては、住民の生活上の便益をはかるための物的施設の充実には目が向けられているが、住民間の対話を進めコミュニティを形成するための配慮には欠けるところがあるといえる。

以上のごとく、現状のニュータウン建設には、既に各方面で指摘されているように様々な問題点があるが、これら諸問題を価値観の多様化・余暇の増大など今後の社会変化をふまえながら解決していくためには、職住近接を加味した大規模なニュータウン建設がどうしても必要となる。そこで、こうした諸要件を充たす理想的なニュータウンを近畿圏に建設していくため、次の提案を行ないたい。

Ⅲ 近畿圏における大規模ニュータウン開発への提言

— 理想的なニュータウン建設のための条件 —

1. 職住近接を指向した大規模ニュータウン

今後のニュータウン建設においては極力自然を生かすとともに、すぐれた都市環境を整備してより健康で快適な生活が営まれるように努めなければならない。従つて、ニュータウンは自然の中に複数の住宅街区を带状に配置したいわばリング・ダウンともいふべき形成をとり、その性格も、当初はベッド・タウンからスタートするとしても、漸次適当な産業などを併設して職住近接の独立都市としていくことを指向すべきである。このためには、その人口密度を100人/ha程度にとどめ、計画人口も25万人以上の大規模なものにすることが必要であり、この場合計画面積はおおむね3千ヘクタール以上の広大なものとなる。このような条件を満たす適地を京阪神に求めるとすれば、都心からおおむね30～50 Kmの域内に求めざるをえない。具体的には播磨丘陵、琵琶湖東南部丘陵、丹波山城丘陵および阪奈和丘陵など大規模な未開発地がその例としてあげられる。

2. 官民協力により効率的計画的開発

このような大規模プロジェクトを実現するには、国・地方公共団体の公共性に裏づけされた行政力と民間の企画力、資金などのエネルギーを結集することが必要となる。

具体的開発の仕方としては、国・地方公共団体又は公的色彩の強い第三セクターなどが中心となつて、総合的基本計画を策定し、自らも用地取得、土地造成を行なうほか、域内幹線道路、公園、上下水道などニュータウンの根幹となる公共施設の建設を担当することとし、民間部門はその指導と管理のもとにこれらに部分的に協力するとともに、主として住宅の建設やショッピング、レジャー施設など、キメの細かい町づくりの部分を担当する。

なお、土地取得についても、基幹となるべき地区について強力な買収措置をとるとともに、他については買収のほか還元譲渡、信託方式など弾力的な措置をおりこみ、全体として調和のとれた取得方式を案出すべきであろう。

また取得した土地の利用についても、将来にわたつて最適利用が確保できるよう、単に個々に分譲するのみでなく、例えばユーザーに対する利用権貸与の方式などの検討を含め、土地の公共性にねざした新しい土地利用のモデルを創造する配慮が望ましい。

3. 交通網の整備と水資源の有効利用

ニュータウン建設には交通網の整備と水資源の確保が必須条件である。まず、中核都市とニュータウンを結ぶ交通機関としては、鉄道の新設又は増設を図ることが必要であるが、この建設費は開発利益の一部還元によるとしても、主として関係府県の出資ないし援助及び国の思い切つた財政援助により賄われるべきである。とくに新線については、これらの条件をふまえたうえ公的部門で建

設し、オペレーションを民間に委託するか、あるいはこれを民間の採算にのる条件で長期分割譲渡をはかるべきであろう。

一方、水資源については先行投資により広域の見地にたつた開発を積極的に進めることが必要であることは勿論、ニュータウン内においては、限られた水資源を有効に活用するため、上水・下水のほか中水をつくるなどの方法により、下水の還元再利用を図ることも必要であろう。

4. コミュニティ形成への配慮

理想的なニュータウンを目指すうえでは、今までより以上に地域社会ないしコミュニティ形成への配慮が要請される。すぐれた地域社会ないしコミュニティが成立する条件としては単に物的施設の完備をもつて全てとすることではなく、今後のニュータウン建設においては少なくとも年令・職業・所得などについて適切な階層別入居者構成が保たれるよう、住宅にバラエティを持たせ、かつ入居者を階層別を選ぶことが必要である。また、居住者が将来家族構成や所得の変遷に伴つてそれにふさわしい住居を求める場合に備えて、同一ニュータウン内で容易に移り住むことができるよう、住宅流通センターをニュータウン内に設置してその便に供するほか、域内に一定規模の開発余地を確保しておくなど、開発主体としてもすぐれた地域社会ないしコミュニティ形成のための条件整備に十分意を注ぐべきである。

5. む す び 近畿実験都市の建設

最後に以上の提言の内容を具体的に実現する手がかりとして、さきに指摘した候補地の中から一つを選び、かつての東京オリンピックや万博事業に匹敵するナショナルプロジェクトとして近畿実験都市を建設することを提案したい。それは、大規模ニュータウンの建設が総合的な企画力と資金力を必要とする大事業であり、かつ、それゆえにナショナルプロジェクトとして遂行するに価する、真に福祉国家建設の試金石であるからである。

このプロジェクトの規模は新線建設を含め概ね7千億円見当と推計されるが、日本経済の実力からみて、この程度のことは十分可能なプロジェクトであろう。要は国民のエネルギーをここに結集するか否かにかかっていると云つてよいのではなからうか。

(参 考)

近畿実験都市の建設投資額 (概算)

- 〔 前 提 〕
- 規 模 : 面 積 3千ヘクタール
人 口 25万人程度
住宅戸数 75千戸 (3.33人/戸)
 - 位 置 : 大阪から 30~50Km圏
 - 交 通 : 鉄軌道の新設 (40Km)

- 〔 試 算 〕
- 用 地 費 300億円 (1,000円/㎡)
 - 金 利 123 " (300億円×8.2%×5年)
 - 造 成 費 900 " (3,000円/㎡)
 - 金 利 147 " (900億円×8.2%×2年)
 - 公 共 施 設 整備費負担 540 " (4,000円/㎡×3千ヘクタール×0.45※)
 - 鉄軌道負担 405 " (3,000円/㎡×3千ヘクタール×0.45※)

小 計 2,415億円 (※0.45 =宅地比率)

- 設計管理
その他経費 483 " (2,415億円×0.2)

用地費計 2,898億円 (21,500円/㎡⇒70,900円/3.3㎡=宅地原価)
(含、公共負担)

- 鉄 軌 道 建 設 費 395億円
(20億円/Km×40Km)
一用地費上乘せ分 405億

○住宅建設費 3,940 億円

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{低層住宅 } 40 \text{ 戸} / \text{ha} \times 1,000 \text{ ha} = 40,000 \text{ 戸} \\ 45,000 \text{ 円} / \text{m}^2 \times 100 \text{ m}^2 / \text{戸} \times 40,000 \text{ 戸} = 1,840 \text{ 億円} \\ \text{中高層住宅 } 100 \text{ 戸} / \text{ha} \times 350 \text{ ha} = 35,000 \text{ 戸} \\ 60,000 \text{ 円} / \text{m}^2 \times 100 \text{ m}^2 / \text{戸} \times 35,000 \text{ 戸} \\ = 2,100 \text{ 億円} \end{array} \right.$$

合 計 7,233 億円 (昭和47年度G N P比率0.8%)
G N Pは政府見通しによる

(注) 学校(建物)、商業施設などの建設費及び域内交通施設費は含まない。

〔備考〕 ○万国博覧会投資額 5,190 億円 (昭45年度)
(土地代を含む) (G N P比率)
0.7%

○東京オリンピック投資額 2,450 億円 (昭39年度)
(直接的経費のみ) (G N P比率)
0.8%

○千里ニュータウン投資額 1,940 億円 (昭34年度=計)
(1,160 ha、37千戸、住宅建設費を含む) (画時G N P比率)
1.4%

昭和46年度 国民生活委員会報告

昭和47年3月21日

国民生活委員会

46年度国民生活委員会では、二つの問題をテーマにして調査活動を進めたが、最初の公害問題については、さる46年10月に「環境改善を目ざして」と題する報告を行なった。そして年度後半において第2テーマである急速に変化する社会における人間のあり方について調査することとし、焦点を老人問題と余暇の問題とに絞って検討した。

今日の大勢として、経済成長の結果得られた物質的な豊かさの上に立つて、真に豊かな人間生活を求めて高福祉社会という目標が打ち出されて来ている。これは一つには、人間は幼時から老境に至るまでに与えられた時間と富を有効に使って如何に生活を充実させるかということと考えられ、本委員会はこのような趣旨から、その中心的課題として老人問題と余暇問題に焦点をおいた。

時間の制約から今回は問題の理解と整理に重点を置いたが、以下はその調査結果である。

(注) これらの研究のため、本委員会では次の講師をお招きして有益な講演を聴取した。記して感謝の意を表する次第である。

46年12月20日 「老人問題の現状と将来」

— とくに企業の側からみて —

東京女子大学教授 伊藤善市氏

47年 1月25日 「余暇とは何か」

京都大学人文科学研究所助教授 多田道太郎氏

47年 2月21日 「週休2日制と余暇利用」

NHK総合放送文化研究所 藤竹 暁氏

I 老人問題について

1. 問題の所在

(1) 日本における老年人口の増加

わが国の1970年における65才以上の老令者数は約730万人で総人口の7.1%を占め、スウェーデン13.1%(1967年)、フランス12.6%(1968年)、イギリス12.8%(1969年)と比べては未だ低いが、厚生省人口問題研究所の推計では、わが国では1985

年には約1,150万人(9.5%)1990年には1,300万人で総人口に対して10%を超え、急速に老令化が進むと予想されている。この老令化のスピードが非常に速いことから種々の問題が生ずる。

第1には、これらの老令者の物質的、精神的な豊かさをどのように確保するかということ、第2には、とくに健康老年が急速に増加していること、第3には、その結果日本の社会構造として老令化をどのように受けとめるかということ等々である。

(2) 老人の経済的生活の問題

老人が増加するに伴い、その経済的基盤をどうして安定さすかがまず重要な問題であるが、現在の実状は、(イ)核家族化の進行に伴い家族による老人扶養の衰退が進行し、(ロ)技術革新の進展や年功序列型賃金の下において老人雇傭は困難な問題となり、さらに、(ハ)物価上昇による貯蓄の減価は、老人層がもつとも貯蓄に依存する層であるだけに問題は深刻である等々の事情によつて、その経済生活は不安定となつている。

(3) 老人の保険

平均寿命は著しく伸びたが、年令階層別に余命をみると、65才以上の伸びは、やや上向き加減の横這いにすぎない。

医療の進歩は著しいが、老人が死に直面している実状は依然として厳しく、そのためにいわゆる老人病への研究が望ましい。また47年度政府予算案や、一部の府県で実施されている老人医療無料化の動きは今後も促進されようが、さらに、寝たきり老人などへの介護、リハビリテーションなどの充実が望まれている。

(4) 老人の生き甲斐の問題

老人の健康、経済的基盤の確保と並んで重要なことは、老人の精神生活の充実である。ところが、とくにわが国においては、老人にとつては、(イ)仕事から離れることによつて生き甲斐を喪失することが多く、(ロ)核家族化の進行により家族との精神的なつながりも薄くなり、(ハ)都市のコミュニティ不在の傾向は、老人にとつても地域社会との関係を薄くし、(ニ)余暇利用思想の未普及が精神面の充実を阻害していることも見逃せない。

これらのことが老人の孤独感、疎外感を生む要因となつているのである。

2. 解決のための問題点

老人問題を解決して行くためには、老人自身の努力(特に若い時からの努力)に負う所が多いが、社会の保障の問題あるいは福祉政策の問題として、行政の面で打つべき対策も多々あり、同時に、企業、家族あるいは一般社会を含めて、国民のすべてがより豊かな人間生活を晩年に至るまで全うすることができるよう考慮すべきものも多い。

(1) 保健制度、年金制度の充実

老人医療を無料化する動きは現実に進みつつあり、癌や脳卒中など老人病の研究も進みつつあるが、なお、看護・リハビリテーションなどの面で不足が言われており、老人の経済生活を支える年金制度も、先進諸国に比し国民所得に対する負担割合はなお低く、制度の改善によつて給付率の向上をはかるなど、老人の経済生活の向上のため、一層の充実の望まれるところである。このためには、政府も国民もある程度の負担増は覚悟しなければならない。

(2) 住宅離の解決

一般の住宅不足が言われている時、老人の住宅問題は一層深刻である。これには、老人ホームのような施設の充実か、居宅の充実かが問題とされているが、居宅を中心としても、老人用居宅には一層の工夫と充実が望まれ、また老人ホームなども、わが国ではなじみ難い一面はあるが、たとえば、ニュータウンのような街づくりに当つて、単に住居を提供するという観点を超えて地域全体における老人のための住居、諸福祉施設を含んだ新しい老人センター的地区を設置し、もつと明るいものとして充実と普及が必要であろう。また老人用住宅には税制面あるいは家賃の低減といった経済的に一般より優遇する措置を考えることも必要である。

(3) 老年開発の重要性

社会福祉政策的見地から老人問題を考えるだけでなく、より積極的に老人自身が働くための老年開発が重要である。今日、若年労働力の不足が表面化しており、労働力としての側面と同時に、豊富な経験をもつ老人の生き甲斐の問題として、さらに社会的な労働配分の視角から、年令層に応じた適職を設定するなど、広く社会全体の立場から十分考えなければならないことである。

とるべき対策としては

(イ) 定年制の延長あるいは定年後の再雇傭の拡大

(ロ) 老人への適職の調査、情報収集、就職あつ旋機関の充実

(ハ) 企業の老人雇傭マインドの醸成

(ニ) 職業訓練機関の充実

などである。とくに企業の中で老人を評価する雰囲気あるいは仕組みを作る必要がある。

(4) 孤独感、無為感の克服

物質生活が充足されたとしても、老人は社会にとつて有用であり、結びつきがあるという仕組みになつていないと孤独感に陥いる。

そこで老人と家族、地域社会との関係とくにコミュニティにおける老人の活動の場を再検討するなど、老人評価の仕組みを考えるべきであり、若い力を活用するという方向と同時に、老人の

有用な役割もまた考え出すべきである。

また、老人が仕事から離れた時、趣味、運動、文化活動や社会的な事業など仕事以外に余暇を有効に活用して、そこに生き甲斐を感じとるように考えるべきである。

II 余暇問題について

1. 問題の所在

経済の成長に伴い、余暇利用の問題は、先進諸国と同様、わが国でも一つの国民的課題となつて来ている。

(1) 余暇活動の諸条件の成熟

著しい経済成長の結果、(イ)労働時間が短縮され、余暇時間が増大するばかりでなく、所定の労働時間であつても、時間配分をうまく行なつて休日を増やし、週休2日制に移行する傾向が進行しつつあること、(ロ)国民所得が増加した結果、余暇活動に相当の支出を行ない得るようになったこと、(ハ)交通、情報通信機関の発達、国土開発の進展、技術の進歩などによつて、余暇活動の行動半径も広く、移動も多くなり、活動の機会が著しく増加したこと。

など、国民の余暇活動を活発化する諸条件が、急速に充実されて来た。

(2) 余暇問題の側面

余暇問題は、国民的課題となつてゐるが、これを各層の問題としてみると、なかんずく(イ)学生および勤労青少年について、とくにこの時代が人間成長の修業期間として重大な時期であるだけに青少年の人づくりの問題として (ロ)仕事から離れた老人の生き甲斐の問題として、(ハ)さらに、労働の高度化による緊張の緩和のための労働問題として、特別に重要な課題となつてゐる。

2. 解決のための問題点

(1) 個性あるレジャー 余暇についての新しい考え方の普及

週休2日制の普及など休日の増加は、今日、どのような速度で実施するかで論議を呼んでいるものの、世界的な大勢としては、休日増加の傾向を否定することはできない。とすると、1日の余暇時間もさることながら、休日としてのまとまつた余暇時間の増大にわれわれは真剣に対処しなければならない。

その場合、一方でマスレジャーと言われる余暇活動はますます盛んになり、旅行エージェントなども産業としてますます発達するであろうし、選択できる余暇活動は著しく多様化の傾向をたどり、余暇に関する情報も複雑多量となるであろう。

その時、国民の個人個人が、余暇時間をマスレジャーに押し流されることなく、どのように个性的に活用するかは人間としての価値を高め、生き甲斐を持続し得るかどうかの重大な分岐点で

あり、余暇の問題の最大ポイントは、ここに尽きるものであろう。

この際、すでに週休2日制を実施している内外の実例について、余暇利用の実態調査をすることなども一つの参考となろう。

(2) 国土の総合利用・自然保護と余暇施設の充実

余暇の増大と余暇活動の高度化、多様化は、余暇施設の不足を表面化する。しかし一方で今日の都市の過密化、交通戦争といわれる社会現象のもとでは、特に自然を求める要望も強くなってくるので、人間と自然とのふれ合いを維持するため、山野、森林、河川、海岸などの自然の保護のための国土利用の総合計画の確立が急務である。そして併行して宿泊施設や道路、スポーツ、芸能文化などの諸施設の充実も必要であつて、これなくしては、いわゆるレジャーの暴走となつて、無秩序に国土を破壊し、モラルを低下させ、安全性すら問題となる現象が起る。

このため国は、レジャー産業の育成を含めた余暇行政の確立を急がねばならない。

(3) 企業の支援

今日の日本では、企業が余暇活動施設を従業員のために整備し、また文化、運動のクラブ活動を支援する例は極めて多い。一つには公共施設が不足し、公共活動またはコミュニティ活動としての余暇活動が不足しているからでもあるが、余暇活動がますます活発となり、企業が人間成長の場であるとの認識が高まるにつれて、企業の余暇活動支援の姿勢は更に強く要請されることになろうし、その内容に関しても、企業のもつ指導責任は大きい。時代の変化に即応した支援が必要である。

(4) コミュニティの余暇活動

国の余暇行政、企業の支援のほかに、コミュニティの余暇活動も重要な意味をもつ。

余暇活動には、労働からの解放、また労働力の再生産という重要な意味があるが、そのためには、住居地区におけるコミュニティの余暇活動も将来重要な方向の一つとなるであろう。これには市町村行政も重要なかわり合いがある。

(5) 教育の重要性

青少年問題として余暇利用の問題があることは前記のとおりだが、このほかに、壮年および老人の問題として、言いかえれば人間の一生の問題として余暇利用問題がある。そして、これらは青少年期における教育の中で、本来人間の生き方の問題として指導・育成すべき内容のものであり、しかも単に学校教育だけでなく家庭教育、社会教育として広く問題の解決に当るべきである。

III 高福祉社会における生活の充実のために

以上、老人問題にせよ余暇問題にせよ、それぞれ個人の問題として、個人個人が真剣に対処すべきものではあるが、同時に既に社会的なものであつて、国、地方公共団体の行政レベルで解決しな

ければならない問題ともなっている。とくに今後のわが国の高度文明社会における国際的立場を考え、また国際的要請のあることを考える時、先進諸国に共通する基本的な視点として、すでに常態化しつつある福祉社会の諸条件を満足させるような適切な努力を行なうことによつて、わが国の立場が強化されて来ることにもなる。

これらの観点から、企業としてこの問題を考える場合、次の諸点に留意する必要がある。

- (1) 長期ヴィジョンを確立して、国土の総合開発、福祉施設の充実などについて官民の分割分担を明確にし、民間も積極的に役割を果すべきである。
- (2) 今後の高福祉社会にあつて、老人問題、余暇問題のいずれも、企業経営に深刻な課題を投げかけるものであり、経営に携わるものは認識を新たにして、これに対処しなければならない。
- (3) 企業経営の側面からみれば、老人問題については、定年延長、老人雇傭の促進、老年開発など、余暇問題については、余暇活動施設の拡充、休暇の与え方、従業員余暇活動への支援など積極的な施策の確立が望まれる。

これらの問題をどのように解決し、具体化して行くかは、社会の動向を見極めつつ、今後の研究にまたなければならない。

以 上

昭和46年度 企業経営委員会報告

昭和47年3月21日
企業経営委員会

本年度当委員会は、効率と衡平の理念の具体的実践を指針として、主として「新時代に処する企業経営理念」のあり方について調査研究を行なつた。

内外の変動する政治・経済・社会情勢の中にあつて、新しい企業経営の志向すべき方向・行動指針を模索するため、各方面の権威の意見を聞き、討論の機会を持つべく次のとおり研究会を開催した。

又8月には大会提言起草の参考とすべく調査企画部会と共同で、今日の企業経営が直面する①国際化問題②公害問題③コンシューマリズムの諸問題について、全会員対象のアンケートによる意識調査を実施した(調査結果は別紙のとおり。)

これ迄の調査研究の結果の概要は後述のとおりであるが、何分にも客観情勢の変動が著しく、新時代の企業経営理念として提言をまとめる迄には至らなかつた。

従つて本件については、次年度企業経営委員会で引き続き研究調査をお願いすることとしたい。

研 究 会 開 催

6月16日	社会の進歩と企業責任 東京大学助教授 富永健一氏
7月16日	新しい時代における経営理念の展開 大阪大学教授 高田馨氏
8月10日	70年代の日本経済の問題点 — 行政機能と民間機能の役割分担について — 大阪大学教授 木下和夫氏
9月17日	世界の動きと日本経済の進路 日本経済新聞論説委員長 武山泰雄氏

1. 昨年末になつて決つた円の大巾切上げもあつて、景気の全般的且つ長期的停滯が懸念される中で、外にあつては公正な競争条件による貿易・自由化の促進を厳しく追られ、内にあつては公害規制の急進展・コンシューマリズムの高まりに直面して、今日の経営環境は戦後で最も厳しい状況にある。しかも内外経済情勢の激変の影響もあつて、「経済成長から福祉優先へ」が合言葉となり、「福祉」とは何か、その志向するところは何かが十分論議されないままに各方面から福祉増進のかけ声が起つてゐる。

しかし、健全な経済成長なくして福祉増進が空念仏に終わることは自明であり、自由主義を基調とする我国にあつては、企業の調和ある発展なくして経済成長が期待できないことも論をまたない。

この意味において我々経営者としても内外の状況変化を踏まえて、今一度原点に立戻つて現代社会に果たすべき企業の存在意義を再確認し、確固たる経営理念、行動指針の下に、新たな発展方策を考えることが大きな課題となつてきた。

2. 先頃の通貨調整、対米繊維輸出規制に関する交渉の経過やOPEC等原料資源諸国の動きをみてもわかるように、拡大した我国経済の維持発展を図るためには先進国、発展途上国を問わず、今後は国際協調が経済運営や企業行動の基本的命題となつてきたことが痛感される。又、社会主義諸国との経済交流の拡大と安定をいかに図つてゆくかも大きな課題であらう。

企業としては相手国の市場条件或は進出国企業の立場を十分考慮して、長期的観点から輸出（市場の多角化を含む）なり投資を行ない、共存共栄の精神で臨むことが是非とも必要と思われる。

3. 国際協調に関連して、国内の産業調整にも真剣に取り組む、発展途上国に対し譲るべきものは譲り、又先進国企業の我国市場への進出にも広く門戸を開放する度量と勇断が必要な時期にきていると思われる。

又、経済協力に政府ベースの援助の比重を高めること及び真に協力の実をあげるため、発展途上国の開発プロジェクトに企画の段階から参画協力して長期的視野からその国の利益を図ることが是非とも必要である。

4. 経済成長と福祉の増進が、両立しえないものであるかの如き論議が横行しているが、これは従来
の経済成長・企業経営の下で国民生活に対する配慮が必ずしも十分でなかつたことの反省として
は十分受けとめる必要があるし、企業としても公害や消費者運動等によつて提起された問題につ
いてはその要求が合理的である限り、十分応えてゆくだけの用意が必要であらう。

しかし、この問題を長期的観点から考えると、対外不均衡を国民福祉の増進、社会資本の充実を
通じて均衡させ経済発展と福祉向上の調和策を見出してゆくことがその基本であるはずであり、社
会体制や国民の要求が今後いかに変わろうとも不変であると思ふ。

問題は今日国民生活が相当豊かになり、物質欠乏時代のように経済成長による所得の上昇、即、
福祉の向上との国民的合意が得難くなり、又所得水準の上昇による欲求の多様化が顕著になつて、
今後はかかる単一の図式での合意はもはや期待できないことにある。

更に特徴的なことは我々が追及すべき「福祉」そのものについても、人によつて精神面又は物質
面をより強調し、或は生活環境・職場環境更には自然環境そのものをより重視するといった状況に
あり、今後とも全国的な合意の成立は期待し難いように思われる。

我々経営者としても今後の論議の展開を通じて、企業の立場から福祉の向上に対する国民の要請
に答えるべき最大公約数を見出してゆくことが大きな課題であらう。この場合過疎過密の解消、住
宅事情及び生活環境の改善向上、第三次産業のあり方等は検討の主要なポイントであると思ふ。

5. 国民福祉向上との関連で、今日企業が最も対応を迫られている公害問題に関する経営者の意識に
は、ここ数年の間に著しい変化が認められる。

一昨年の所謂公害国会にはじまる法令・条例の規制強化、公害訴訟の判決にみられる企業責任の
追及の厳しさ等がその背景にあるとはいえ、アンケート調査によれば、法令の排出規制を守るだけ
では不十分であり、地域住民との積極的な話合の中で公害問題を解決してゆこうとする意見が定着
してきたと思われるし、更に、複合汚染についてもかなり前向きに対処してゆこうとする態度がう
かがわれる。

かかる経営者の姿勢が、公害問題の解決促進により有効に働くように外部諸条件を整えルール作
りをすることが、当面検討されるべき大きな課題とならう。

企業としては、公害問題や消費者運動によつて得た貴重な経験を生かし、将来の経営環境の変化や消費者の意識の動向を見越して、予想される事態を経営の与件として先取りしてゆく態度がますます必要になつてきたと考える。

6. 今日の不況長期化の原因は、従来のものと根本的に異なり、しかも仮に景気が回復した場合にも、もはや60年代のような高度成長を期待することはできず、経済成長率は相当鈍化することが予想される。

又、福祉向上の要求増大もあつて、経済成長の担い手としての財政の比重が高まり、パブリックセクターの役割が拡大されるなど、所謂財政主導型・公共投資依存型の経済に変つてゆくものと思われる。加えて、内外の諸要請に応えるためには、景気回復の姿も成長優先、生産や輸出偏重的な在来型のものであつてはならず、産業構造の転換、望ましい官民協調経済のあり方等長期的ビジョンの下に経済運営を図つてゆくことが不可欠の前提であらう。

従つて企業側の不況対策も、今迄とは全く異なつた観点から進めることが必要であり、安定成長と国際競争に耐え抜けるような体質にするための抜本的改善策をあらゆる面から早急に実施すると共に今後の設備投資や雇用賃金問題等にもこれら外部条件の変化を踏まえた慎重な態度が肝要であらう。

この場合、わが国企業の過当競争的体質を厳しく反省し、健全な競争秩序を確立すべく経営姿勢を改めてゆくことも必要であらう。又当面の不況乗り切りに重点を置くの余り、安易な行政指導や業界協調に走ることは、問題を一時的に糊塗し解決を先に引延ばすにすぎない恐れがあり、長期的な観点から対処する思慮ある行動が望まれる。

7. 以上のことを前提として今後の企業経営理念を考える場合に、以下の諸点は、企業が現代において、その存在意義を主張する場合の根本として特に念頭に置くべきであると考ええる。

7-1 信用の重視

信用の重視は時代を問わず企業経営の根本であつて、事実大多数の企業は「信用を重んずる」ことをその経営理念としてきた。

しかし、今日企業は内外から信を問われ、その経営姿勢に起因する諸問題につき緊張関係の緩和を迫られている。その根本原因は、生産水準が低く、社会の諸関係が比較的単純であつた時代のまま、経営環境の変化に対応して「信用」に対する考え方を進歩発展させ、経営姿勢を意識的に改める努力を怠つたところにあると思う。

我々経営者はこの点を卒直に反省し、今後は企業の置かれた立場及び内外の諸要請を十分考慮して、読みの深い節度ある行動をとることにより、新たな緊張関係を惹起しないように努力することはもとより、既存の緊張関係については、社会との十分な対話の中で衡平の

見地からその解消に努め、失われた企業の信用を回復しなければならない。

これが現代における真に「信用を重視」する経営態度であり、国民経済の発展と福祉向上の要請に応える基本方策であると考えらる。

7-2 創造性の昂揚

我々は、永年の間、専ら欧米先進国を範とし、経済的発展こそが国民の生活水準を高め、福祉を増進する道であると信じ行動してきた。

しかし、先進諸国からの技術導入、豊富勤勉な労働力等の恵まれた諸条件がいずれも解消し、世界経済の中で大きな地歩を占めるようになった今日、国民の諸要求に応え福祉社会実現のためには、今迄わが国が最も不得手としてきた創造性の昂揚に真剣に取り組む、高度生産社会の建設を目指すことが大きな課題となつてきた。その核心は、技術革新の強力な推進を主体とする経営革新によつて、国民の諸要請に適合しうる新しい商品やサービスを創造してゆくことにあり、経営者としては「自ら新しいものを生み出してゆく力」を備えた企業にどうしたらなれるかを最も重点的に考えるべきであろう。この見地から従業員1人1人の創造力を高め創造性の豊かな企業にすることが、我々経営者に課された最大の課題であり、現代の社会が求める企業像にも一致すると信ずる。

7-3 人材育成の徹底

「企業は人なり」とは古くから言われてきたことであるが、現代の企業は、改めて企業の中における人間の問題を取上げ、将来の企業が求め社会が求める人材の育成に真剣に取り組まねばならない。

工業化社会から情報化社会への転換期に当たり将来の企業の必要とする人材を自問し、長期育成計画を樹立して職能別、階層別に夫々従業員が自己の実力に自信をもち、モラルを高めるような新しい教育訓練の方法を大胆に採用してゆくことが必要である。

人材育成が真の効果をあげるためには、従業員に対する血の通つた愛情のある人事管理が必要であるとともに、労使関係の安定は不可欠の要素である。

現下の経済情勢からして、今後の労使関係はかなり難かしい局面が出てくると思われるが、労働組合の25年間の成長を信じ、経済的要求、労働時間、安全、職場環境の問題等、何によらず日頃から労働組合をよきパートナーとして、積極的に接触を図り、お互に力の対決によらず理性に基づく協議により、相互信頼の下で解決してゆく姿勢が特に肝要であると考えらる。

新時代に処する企業経営理念

(企業経営委員会)

企業の使令(直接責任) 一企業の存立と繁栄のために	企業の対応 一経済成長と福祉向上の調和のために	企業の対応 一拡大した社会的責任達成のために	経営理念
1. 適正利潤の確保 ① 株主に対する責任 ② 拡大再生産 ③ 技術革新 2. 製品・サービスの効率的な提供 ① 消費者に対する責任 ④ 良質なものを適正価格で ⑤ 消費者の安全の確保 ② 国民経済への寄与 3. 従業員の福祉増進 ① 労働条件の改善向上 ② 労使関係の安定 4. 地域社会・国際社会への寄与 ① 地域社会との協調とその繁栄 ② 国際的活動の積極化	1. 国際レベルでの問題 ① 国際分業(先進国、発展途上国) ② 経済開発の促進(発展途上国) 2. 国家レベルの問題 ① 内外経済均衡の達成 ② 工業化社会から祥報化社会へ ③ 公共投資主導型経済へ ④ 国民福祉の増進(GNW重視) ④ 社会資本の充実 ⑤ 自然環境の保護 ⑥ 生活環境の改善向上 ⑦ 消費者の保護 ⑤ 高度生産社会の建設 ④ 産業調整の推進 ⑤ 流通経路の改善 ⑥ 資源の安定確保 3. 地域社会レベルの問題 ① 公害規制の強化 ② 過疎過密の解消 ③ 都市の再開発	① 公正競争、貿易の多角化 ② 自由化の推進 ③ 発展途上国の経済開発への参画 ④ 社会・消費者に対する十分の配慮 ⑤ 地域開発への寄与 ⑥ 付加価値の増大 ⑦ 新しい製品・サービスの提供 ④ 技術革新の推進強化 ⑤ 生産性の向上 ⑥ 従業員の創造力開発 ⑧ 公害源の撲滅	① 信用の重視 ② 創造性の昂揚 ③ 人材育成の徹底

“企業経営の実践方策に関するアンケート”

調査結果の概要

昭和47年3月21日

調査企画部会
企業経営委員会

内外の政治・経済・社会情勢が激動する中で、不況の長期化が予想される今日、企業としても安定経済成長の下で内外からの増大してやまない多種多様の諸要請に応え、その成長発展を図るために、新たな経営理念を確立し、その行動指針を明確にすることがいよいよ重要になつてきた。

そこで、当面の主要な問題として①国際化問題②公害問題及び③コンシューマリズムについて、アンケート方式により各企業の対処策の方向について調査を実施した。

折しも実施時期は米国のニクソン大統領の新経済政策発表直後に当たり、大方の予想以上の大巾な円切上げが決定した今日時点では若干の意見修正も考えられるが、新時代の本格的幕明けともいふべき通貨変動の初期段階の意識調査として参考になると思われるので、その結果の概要を報告する。

(会員数560、回答数180、回答率32%)

(備考)

上記実施のアンケート作成時には、ニクソン大統領の新経済政策の発表は予期されていなかったことを付記する。

又、回答は必ずしも1問1答でない為場合によつては100%をこえることもある。

〔I〕 国際化問題について

Q1 オーダーリーマーケティング、輸出秩序の維持ということがいわれていますが、次のどの意見を支持されますか。

項 目	件 数	%
A 自由貿易の原理からいつてオーダーリーマーケティングの論理はおかしい。 いかなる対策もいらない。	4	2
B 自由貿易の原理は当然であるが、わが国の輸出が伸び、各国の非難が大きすぎるため、何らかの一時的な調整は必要と思う。	72	40
C わが国経済の長期的発展のためには、オーダーリーマーケティングの論理を取り入れていくことが必要である。	103	57
無 回 答	1	

Q 2 オーダーリーマーケティングを具体的に行なうとしたら次のどの対策がよいとお考えですか。

項	目	件 数	%
A	政府の輸出振興政策をやるだけでよい。	6	3
B	輸出価格を上げる。		
	1. 各企業がそれぞれに	22	12
	2. 業界の自主規制により	78	43
	3. 政府の指導により	15	8
C	輸出市場の転換、多角化を考える。	86	48
	無 回 答	4	2

Q 3 米国、拡大EC、社会主義圏等の世界経済のブロック化傾向に対し、日本はどう対処すべきでしょうか。

項	目	件 数	%
A	大太平洋経済圏を結成し対抗すべきである。	14	8
B	ブロック化に反対しグローバリズム（全世界にわたる自由貿易）の推進役となるべきである。	128	71
C	多国籍企業として各ブロックに拠点を設け各ブロック内で活動していく。	41	23
	無 回 答	1	

Q 4 輸入の自由化についてはどのようにお考えですか。

項	目	件 数	%
A	現状で充分である。	6	3
B	全面自由化をめざし、もつと積極的に対処すべきである。	117	65
C	輸入自由化だけでは不十分。ジャパンラウンドを提唱し、関税引下げに努力すべきである。	56	31
	無 回 答	1	

Q 5 資本の自由化についてはどのようにお考えですか。

項	目	件 数	%
A	日本として 50対50の原則は必要である。	110	61
B	50%原則には反対。外資100%を原則とすべきだ。		
	1. ただし新設企業に限る。	44	24
	2. 既存企業にまで認める。	33	18
	無 回 答	2	

Q 6 低開発国援助についてどのようにお考えですか。

（基本的な考え方

項	目	件 数	%
A	経済協力を重点に行なう。	108	60
B	協力よりも特惠の拡大の方が重要である。かが国の産業構造の転換をはかり、開発途上国に席をわかつべきである。	68	38
	無 回 答	5	3

(経済協力の規模について)

項	目	件 数	%
A	経済協力は現状で充分である。その余裕があれば、国内の社会資本、社会保障等に重点をおくべきだ。	38	21
B	GNP 1%は国際的約束である。早期にその履行をめざすべきである。	96	53
C	日本の経済力からみてGNP 1%では不十分である。もつと高い目標をかかげ積極的に行なうべきである。	39	22
無	回 答	7	4

〔Ⅱ〕 公害問題について

Q 1 現行の各種公害の排出基準について、経営者の立場からどうお考えになりますか、下記一覧表に技術的及び経済的の両面からみてそれぞれ(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)の記号で御記入下さい。(省略)

A) 技術的にみて

B) 経済的にみて

(イ) 困難である

(イ) 非常に厳しい

(ロ) ほほ目途がついている

(ロ) かなり厳しい

(ハ) 現行の技術で十分である。

(ハ) 厳しくない

(ニ) 自社には関係ない

大気汚染	公害の種類		技術的にみて	経済的にみて
	ばい煙	いおう酸化物 ばいじん 有害物質		
	粉じん			
水質汚染	健康有害物質(重金属その他)			
	その他の水種規則			
騒音	騒	音		
悪臭	悪	臭		

Q 2 Q 1のA)又はB)のいずれかについて(イ)とお答えの方のみお答え下さい。

その場合次のいずれの方策を選ばれますか。

Q 1 A) (イ)の場合(技術的にみて困難である)

項	目	件 数	%
(イ)	新しい技術が開発される迄は守れなくても己むを得ない。	3	2
(ロ)	基準として定められた以上、最大限の努力を払って自社で技術開発に努力する。	23	13
(ハ)	業界又は関係企業に呼びかけて共同で技術開発に努める。	15	8
無	回 答	143	79

Q 1 B) (イ)の場合(経済的にみて非常に厳しい)

項 目	件 数	%8
(イ) 政府の財政措置がなければ実施できない。	15	8
(ロ) 製品価格引上げに頼らざるを得ない。	14	8
(ハ) 自社の経営努力で何とか実施可能である。	14	8
無 回 答	140	78

Q 3 公害問題を円滑に解決してゆくために地域住民の理解を得る方法として次のいずれの方法がよいとお考えですか。

項 目	件 数	%
(A) 規制規準を守っていることを住民に知らせれば十分である。 (住民を説得するのは政府又は自治体の責任である。)	19	11
(B) 日頃から住民に自社の公害防止に対する考え方を説明して理解を得るように努める。	82	46
(C) 企業、自治体、住民の代表等で話し合いの場を構成し、その場を通じて理解を求める。	65	36
無 回 答	16	9

Q 4 公害発生企業の故意過失又は被害者との間の因果関係が明確でない公害被害(公害と被害の因果関係はある)について、企業としてはどういう態度をとるべきでしょうか。

項 目	件 数	%
(A) 企業としては、法令上の排出規制を守っている限り社会的責任としてもかかる被害の救済は考える必要はない。	33	18
(B) 企業の社会的責任として、かかる被害も放置すべきではなく、何らかの救済の方途を考えるべきである。その場合救済対象の範囲及び実施方法は次のいずれが適当でしょうか。	122	68
無 回 答	26	14

1) 救済対象の範囲は

項 目	件 数	%
A) 健康上の被害に限定(既に一部立法済)	59	33
B) 健康上及び財産上の損害	76	42
無 回 答	46	26

2) 救済の実施方法

項 目	件 数	%
A) 公害発生地域の企業がケースバイケースで共同で負担する。	18	10
B) ケースバイケースで企業と政府・自治体の共同負担とする。	54	30
C) 基金又は保険による方法がよい。 この場合その負担は		
(イ) 公害発生企業でやるべきだ	12	7
(ロ) 全企業が応分の負担をする。	3	2
(ハ) 政府・自治体及び企業の共同負担とする。	54	30
無 回 答	45	25

Q5 公害防止の規制基準のあり方について、次のそれぞれについて、どのように考えましょうか。

1) 規制基準について

項	目	件数	%
A)	発生源毎の排出規制でよい(現行法方式)	79	44
B)	排出絶対量規制でやるべきである(一部自治体で採用)	83	46
	無 回 答	19	11

2) 環境基準の達成方法について

各地域の汚染度に差がありますから、各自治体の規制に差があるのは当然ですが、規制に関する長期的なタイムスケジュールがないままに、次々に規制基準が変更されることについてどうお考えでしょうか。

項	目	件数	%
A)	タイムスケジュールを作るのは難しいので、随時規制が強化されるのはやむを得ない。	9	5
B)	政府及び自治体が適正な規制強化のタイムスケジュールを示すべきである。	57	32
C)	経済界として、自治体と協議の場を持ち、段階を追った規制強化となるようにすべきである。	104	58
	無 回 答	12	7

3) 規制基準に対する態度

項	目	件数	%
A)	基準を守るだけで十分である	10	6
B)	基準は最低線であつて、それ以上に絶えず努力する(自社限り)。	50	28
C)	自社だけで努力するだけでなく、複合汚染についても地域関係企業に呼びかけて全体として公害を減少させるよう努力したい。	103	57
	無 回 答	18	10

Q6 公害防止費用負担を競争原理と調和させる方法として次のいずれがよいとお考えですか。

項	目	件数	%
A)	規制基準に違反したり、違反しなくても第三者に損害を与えれば、公法上、私法上の制裁を受けるのであるから、従来どおりのやり方でよい。	68	38
B)	全公害について規制項目毎に排出度合に応じて評価システムを作り、たとえば総合公害防除率を公表して社会的に評価されるようにするのがよい。	44	24
C)	正直者がバカをみるのは困るので、業界又は地域の企業相互で規制の遵守について相互にチェックするシステムを作る必要がある。 (技術や経営上の機密を犯さない方法で)	60	33
	無 回 答	11	6

Q 7 公害問題その他企業に関するマスコミの報道について最も痛感しておられることは次のいずれでしょうか。

項	目	件 数	%
A)	マスコミに対する日常のPRやパブリシティ活動の不足を感じる。	38	21
B)	マスコミが特定の立場から偏った報道をする傾向が強い。	71	39
C)	十分事実を掌握しないで記事にする場合が多い。	72	40
D)	不正確又は誤った報道をされた場合にその事実を指摘しても余り取り上げてくれない。	9	5
E)	訂正記事の取扱いが、当初の報道に比べて不公平である。	12	7
	無 回 答	17	9

〔Ⅲ〕 コンシューマリズムについて

Q 1 最近のわが国における消費者運動の背景には次のいずれが最も大きな要因と考えられますか。

項	目	件 数	%
A	行政の不備によるものであり、政府に責任がある。	29	16
B	消費者の理解不足によるものである。	36	20
C	消費者志向の経営をとらなかつた企業に責任がある。	123	68
	無 回 答	3	

Q 2 消費者の「安全である権利」についてどのようにお考えですか。

項	目	件 数	%
A	法令による基準を遵守していれば十分である。それ以上に企業は責任を問われるべきでない。	52	29
B	消費者の安全について、企業は全責任を負わねばならない。	126	70
	無 回 答	3	

Q 3 消費者の「知らされる権利——選択する権利」を守るには、どのような対応が望ましいとお考えですか。

項	目	件 数	%
A	計量、規格、表示などが適正に行なわれるよう法令を整備するとともに、立入検査、試買検査、を強化するなど専ら政府の役割に期待したい。	37	21
B	広告のあり方を含め個別企業の良識に期待すべきである。	58	32
C	何らかの監視機構が必要である。		
	1. 業界団体に監視機構が必要である。	20	11
	2. 業界とは独立した監視機構（例えば米国のコンシューマーズ・レポート）の健全な成長に期待する。	83	46
	無 回 答	2	

Q4 消費者の「意見を反映させる権利」を守るための社内組織を貴社ではお持ちですか。

項 目	件 数	%
A 常設している。	31	17
B 問題がおきた時に臨時に設置してある。	26	14
C 特にない。		
1. ただし、個別企業もしくは業界共同での設置の必要性は認める。	78	43
2. 今後とも設置の必要性は認められない。	43	24
無 回 答	21	12

Q5 消費者の苦情処理などを行なうB・B・B（ベター・ビジネス・ビューロー）や国民生活センター等の機関について

項 目	件 数	%
A 知 ら な い。	76	42
B 知 つ て い る。		
1. 活用するつもりはない。	41	23
2. 将来活用したいと思っている。	53	29
3. 活用している。	7	4
無 回 答	10	6

Q6 消費者の啓発は主として次のいずれが果すべきだとお考えですか。

項 目	件 数	%
A 政府・地方自治体	38	21
B 財界・業界	91	51
C 企 業	64	36
無 回 答	5	3

I 国際化問題について

1. オーダリーマーケティングの受け止め方

オーダリーマーケティングの考え方を是認する回答が57%あり、一時的調整の必要を認めるものを加えると殆んどすべての人(97%)がオーダリーマーケティングを不可避と考えている。その方向としては輸出価格の引上げと輸出市場の転換・多角化に回答が集中している。しかし過当競争の反映として前者については業界の自主規制や政府の指導に期待するものが圧倒的であり、オーダリーマーケティングの前途はけわしいように思われる。

2. 世界経済のブロック化傾向にどう対処するか

ブロック化に反対し、自由貿易の推進役となるべきだとするものが、当然のことながら圧倒的(71%)であるが、各経済ブロック内に拠点を設けてゆくとするものが23%あり、又少数ながら太平洋経済圏結成を志向する意見のあることが注目される。

3. 自由化について

輸入については全面自由化に賛成が集中し、更に関税引下げをも図るべきだとする意見を合せると、大部分が自由化推進論であることは客観情勢に変化があつたとはいえ、注目してよいと思われる。

しかしながら、資本の自由化については61%が50対50の原則を必要と考えており、製造業だけでみるとこの比率は更に大きい。今日時点からみるともう少し前進した態度が望まれる。

4. 開発途上国援助について

経済協力を重点とする意見が多いが、産業構造の転換(特惠の拡大、輸入促進等)により行なうべきだとする意見も相当ある(38%)。しかも、GNP1%援助の早期履行に賛成のもの53%、1%以上の目標に挑戦すべきだとする意見が22%もあり、経営者の経済協力に対する積極的な姿勢を示すものとして高く評価される。

II 公害問題について

1. 規制基準の受け止め方

技術的に実施困難(対象公害は企業によつて異なる)とする回答が資本金1億円未満の企業にかなり多く(38%)又大企業でも騒音等につき困難とする回答が一部みられる他、技術的にほぼ目途がついているとする回答が企業規模に拘らずかなり多い。

経済的には各企業ともかなり厳しいとするものが多く、中でも資本金1億円未満の企業では政府の財政措置がなければ実施できないとするものが38%に上り、又製品価格の引上げに頼らざるを得ないとする回答が企業規模を問わず一部みられる。

全体としてみると、技術的にはかなり厳しいものの何かと実施可能であるが、経済的には相当厳しく、一部の企業では会社の経営努力だけでは実施できないものがあるというのが実情と思われる。今後合理的な範囲での価格引上げを消費者に説得してゆく努力が必要であろう。

2. 公害問題につき地域住民の理解を得る方法について

「日頃から住民に自社の公害防止に対する考え方を説明して理解を得るように努める」とする回答が1番多い。(46%)

しかし、「企業・自治体・住民の代表等の話合の場を通じて理解を求める」とする回答が36%もあることは、これでなければ現実の公害問題が解決しないという面のあることが否定できないとしても、経営者の前向きの姿勢として高く評価できよう。

3. 企業の社会的責任と公害による損害救済について

法令上の排出規制を守るだけで十分とする回答が18%にとどまり、公害発生企業と被害者についても68%が何らかの救済の方途を考えるべきだとしており、しかもその過半が財産上の損害迄救済する必要があると考えていることは、経営者の社会的責任の受けとめ方の前進を示すものとして注目される。

4. 規制基準のあり方について

排出絶対量規制に賛成する意見が製造業でもかなりあることが注目される他、環境基準達成方法について「経済界が自治体と協議の場をもつて段階的な規制強化」を望む意見が58%もあることは、現在の規制のあり方の一つの問題点を反映したものといえよう。

複合汚染についても57%がその減少に努力したいと答えており、経営者の公害に対する取り組み方が相当積極的且つ前向きになつている今日、財界として、「経済成長との調和」という観点からだけでなく広く国民福祉の増進という見地から望ましい規制となるよう今後自治体に積極的に働きかけてゆく必要があろう。

5. 公害防止費用の負担と競争原理の調和について

今迄どおりのやり方でよいとするものが38%にとどまり、競争原理が一層働くように「公害防除率の公表や相互チェック」をすることに賛成する意見が58%もあることは、競争原理の新しい枠組の中で公害防止を積極的に推進しようとする証左として注目される。

6. 公害問題その他企業に関するマスコミ報道について

「マスコミが特定の立場から偏つた報道をする傾向が強い」と感ずる意見がかなり多い(39%)、上に、「十分事実を掌握しないで、記事にする場合が多い」(40%)、日常のPRやパブリシティ活動の不足を感ずる(21%)とする意見も、マスコミが企業の立場を十分理解しないで報道することに対する不満又は反省の表明と思われる。マスコミに対して財界としても公正中立

な報道を要望するとともに、企業の善意や努力の実体をマスコミや市民に対してもつと知らせる努力が必要のように思われる。

Ⅲ コンシューマリズムについて

1. 消費運動の背景について

消費者志向の経営を怠った企業に責任があるとするものが圧倒的に多い（68％）ことは、経営者の率直な反省の表明と解される。

2. 消費者の権利について

消費者の安全を守ることについては70％の人が企業に全責任があると考えており、それを具体的に担保する方法としては独立の監視機構の必要性を認める意見が多い（46％）が、個別企業の良識にまつとするもの（32％）、政府の役割に期待するもの（21％）に意見が分かれており、消費者運動への対応策を模策する経営の現状が示されているように思われる。又消費者の意見を反映させるために、既に社内組織を持つているとする企業は多くないものの、何らかの意味で窓口の必要を認める意見が75％に上ることは、消費者志向の経営に転換しようとする姿勢の現われといえよう。

3. 消費者運動への対応について

苦情処理などを行なうB.B.Bや国民生活センター等の存在を知らないとする意見が多い（42％）ものの、既に活用しているとするものが39％に上り、消費者運動の対象の偏りを考えると案外よく利用されているように思われる。

又今後の消費者啓発の主体として「財界・業界」をあげる意見が多く、「政府・自治体」を加えると72％に上ることは、かかる公益的な活動には個別企業として限界があることの表明と解されるが、しかし個別企業としてももつと積極的な姿勢が必要のように思われる。

少数化のための条件の追求

—昭和46年度労働問題委員会報告—

昭和47年4月
労働問題委員会

1. 当面の問題点

- 1) この二・三年来の日本経済の不況は構造的なものであることは既に周知の通りであり、労働関係の分野でも従来の高度経済成長下の経営のもとでのもろもろの観念を根本的に打破して新しい発想のもとに本質的な解決を図らねばならぬ問題がある。

すなわち、一方に不況による一時的な求職者のアンバランスの現象をもちつつも、趨勢的には深刻化していくべき労働力不足の問題をかかえ、また一方では下方硬直的性格をもつて上昇を続け、企業の状態や都合だけでは押さえこむことのできない賃金の問題をかかえており、そのような条件のもとで、なおかつ、収益性の維持と国際競争力の確保をなしつゝ、企業の存続と発展を図らねばならぬという現実から生ずる問題である。

- 2) 当委員会はこのような現状認識のもとで、この二・三年来中心的課題として討論してきた人間関係の課題の重要性は認めつつも、より現実的・緊急の問題として「少数化のための条件の追求」を本年度のテーマとしてとりあげ、不十分ながら本年度の委員会活動をおこなってきた。

きたるべき労働力不足とまだ当分の間続くと予想される相当高率の賃金上昇のもとで、企業が豊かに生きのびるためには、当然ますますその比重を増してくる労働コストのトータルを極小にとどめねばならず、これは少数化によつてはじめて達成されるものである。それをどのような方法でいかに抵抗少く、スムーズに実施するかが、これからの経営上の決定的な問題であるとの認識によるものである。

2. 少数化のための条件（委員会活動より得たもの）

1) 創造力をフルに発揮する企業風土づくり

① 人間としての側面と労働力としての側面の統合

経済活動そのものが、本来、人間の幸福のためにあるという点から、経済活動の成果が人間の幸福に寄与するものであると同時に、経済活動にその時間の大部分を捧げている従業員そのものが仕事に生きがいを感じつつ働けるということの意味の重要さは、社会道徳上からも必要である

ということは当然であるが、一方、最近の行動科学的研究により、そのような環境の中にある時、従業員（人間）はより一層創造的であり、勤勉であり、効率的であることが証明されつつある。

企業にたづさわる人間には、人間そのものとしての従業員と、労働力としての従業員の二つの側面があるが、これらの研究は我々に対し、この二つの側面が必ずしも背反的なものではなく、むしろ、統合しうる二つの要素であると同時に、統合された時に最も大きな効率を生み出す要素として理解すべきであることを教えている。

② 自主的に能力発揮できる組織づくり

すなわち人間の効率、労働の成果を最大限に活かすためには、それぞれの企業内の従業員が企業目的を十分に理解し、自らすすんで持てる力をフルに発揮できるような環境が、仕事のための組織の中で考えられねばならないということである。

2. 信念と勇気をもつて、仕事を「ヤメル、マトメル、クミカエル」

① 現状のやり方のまゝでの少数化は混乱をまねく

現状の仕事の種類とやり方をそのままにして、少数化に走れば、そこには必然的に近い将来、労働の過重の問題を生じ、従業員や組合の理解と協力を得られぬばかりか、おそらく企業内に混乱を招き、それは企業のアウトプットにも悪影響を与えることになるだろう。このような悪影響を蒙ることなく少数化を実現するためには、企業として経営者としてはよほどの信念と勇気が必要である。

② 少数化の推進こそが人間尊重と一致するという経営者の信念

信念とは、少数化はその方法を誤まらねば決して従業員の心身両面における労働強化につながるものではないばかりか、人間の尊重（自主性・自由の尊重）と相一致しうるものであり、同時に企業体質の強化につながるものであるという確たる信念をもつことである。

③ 仕事を「ヤメル」経営者の勇気

少数化は、仕事を「ヤメル、マトメル、クミカエル」ことによつてはじめて達成できるものであり、勇気とは従来の慣習的に行なつてきた一見必要と思われている仕事の一部をも放棄することをあえて行ない、未知の新しい組織や仕事のやり方に挑戦する勇気である。それに生ずる観念上の一時的な混乱は、あえてこれを無視する覚悟が必要である。

④ 細心な人間的配慮をともしつた実行

実行にあたつて必要なことは、経営者の信念と勇気とともに、仕事を新しい未知のやり方にくみかえる・まとめるにあたつての細かい人間的配慮、経営者の信念を組織全体に浸透させるための従業員と組合へ趣旨を予め十分に理解させる地道な努力、また若人が自主性をもつて行なえるための雰囲気づくりが必要であらうし、特に中堅幹部の理解と実行力にまつところが大きい。

3. 今後の問題

1) 少数化と中高年対策

少数化は当然のことながら、能力主義的人事管理をさらに進めることになり、コンピューター化の進展・設備機械の自動化等と相伴つて、中高年層従業員の効率的企業経営のライン・アップからの「はみだし」を生ずることになる。

終身雇用制という雇用形態は、急にすたれるものでなく、また、企業の社会的責任からいつても、はみだした中高年層の処遇を個別の企業でどうするかは、これからの深刻でかつ困難な労働問題の一つである。

老後保障・養老年金をどうするかといった社会保障面の充実も必要であると同時に、個々の企業としてこのパワーをどう活用するか或いはもつと広く、社会全体として、これら中高年層に何を期待しどのような働き場所を用意し、どのような再訓練の機会をつくるかを、真剣に考え、具体策を用意する必要がある。

また、中高年層の増加は、今後の新規労働力増加率の低下に伴い、就業構造の自然な変化としても、避けることのできないものであり、中高年層の再訓練は、その時になつて実施したのでは手遅れとなる性質のものであり、いずれは、中高年になる今の若年層の教育訓練体系をどうするかという問題としてとらえておく必要がある。

これについては、まだきめてとなる具体策をまだみきわめるにいたっていない。

2) 週休2日制への積極的な取り組み

国際協調の観点からあるいは立ち遅れた国民福祉制度の向上という観点から、従来とかくムード的な是非論の段階にあつた週休2日制を、今や企業としてどのように受けとめ、どのようにとりいれるべきかにつき、より具体的かつ計数的に論議されるべき段階に来ているように思われる。

もともと、週休2日制は「労働時間の短縮」としてとらえるべきものでなく、労働のやり方の変化、勤務体制の変更としてとらえるべきである。したがつて働く5日間の効率をどう上げるかも重要であるが、同時に、これからの時代の要請である頭脳労働の生産性向上のためには、週休2日制がむしろ有効であるという発想からの週休2日制の積極的な活用、企業活動にその効果を帰属させようという経営者の意欲的な姿勢こそ必要であらう。

各企業の実態や労使関係から、一律に実施することは困難にしても、これをスムーズに行なうための方法についての検討や、労使間における本質的な討議を通じ、週休2日制に移行しやすい社会的条件をつくるべき時期に来ていると考える。

4 6年度労働問題委員会の主な行事

① パネルディスカッション

テーマ：「少数化のための条件の追求」

— 労働の効率化と人間性の調和 —

問題提起者・司会：山田 稔 氏（当委員会委員長・ダイキン工業㈱副社長）

パネラー：前川 嘉 信 氏（当委員会副委員長・㈱そごう専務取締役）

与謝野 健 氏（ // ・住友金属工業㈱取締役）

今井 正 明 氏（湯浅電池㈱取締役）

中村 武二郎 氏（関西電力㈱情報システム部長）

コーディネーター：渡瀬 浩 氏（大阪府立大学教授）

日時：46年10月27日

（役職名は実施時）

② 講演会

テーマ：「労働力不足をどう考えるか」

講師：野田 一 夫 氏（立教大学教授）

日時：46年6月21日

③ 講演会

テーマ：「少数化問題について」

講師：畠山 芳 雄 氏（（社）日本能率協会常務理事）

日時：47年1月28日

